

# 資料

(令和4年(2022年)3月31日現在)



# 1 北海道教育委員会の組織

(北海道教育庁組織規則抜粋 令和3年(2021年)3月31日改正)

## 機 構

### ●各課所掌事務

#### 総務政策局

##### 総 務 課

- 1 教育委員会の会議及び委員に関すること。
- 2 教育委員会規則の制定及び公布に関すること。
- 3 教育長の人事（任免及び給与の支給を除く。）に関すること。
- 4 教育長の秘書に関すること。
- 5 事務局の職員及び道立学校以外の所管機関の職員の任免、分限（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1項又は北海道職員等の分限二冠する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2の規定による休職に限る。次号において同じ。）、服務、人事記録その他の人事（教職員局教職員事務課の所掌に属するものを除く。）、研修及び表彰に関すること。
- 6 道立学校の職員（教育職給料表の適用を受ける者を除く。）の任免、分限、服務、人事記録及び研修に関すること。
- 7 事務局及び所管機関の職員並びに県費負担教職員の懲戒及び分限（地方公務員第28条第2項第1号又は北海道職員等の分限に関する条例第1条の2の規定による休職を除く。）に関すること。
- 8 公印を作成し、並びに教育委員会及び教育長の公印を保管すること。
- 9 事務局及び道立学校以外の所管機関の内部組織、職員の定数及び事務管理に関すること。
- 10 所管行政の事務能率の増進に関すること。
- 11 行政改革に関すること（他の本庁の課（幼児教育推進局幼児教育推進センターを含む。以下「他課」という。）の所掌に属するものを除く。）。
- 12 改善プログラムの推進管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 13 事務局及び所管機関の文書管理に関すること。
- 14 教育委員会の所管に属する特例民法法人及び公益信託に関すること。
- 15 教育委員会規則案その他の重要文書を審査すること。
- 16 法制業務の総合調整に関すること（法令の解釈についての連絡調整を含む。）。
- 17 市町村の組合に係る知事の処分に関し、あらかじめ意見を述べる等の事務を行うこと。
- 18 市町村の教育委員会の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び援助を与えること。
- 19 訴訟並びに事務局の職員、所管機関の職員及び

費負担教職員の身分取扱いに係る不服申立て並びに勤務条件に関する措置の要求に関すること。

- 20 公文書類を接受し、発送し、及び教育委員会公報を発行すること。
- 21 所管行政の情報公開及び個人情報の保護の総括に関すること。
- 22 教育委員会の予算案を作成する等予算の総括に関すること。
- 23 教育委員会所管の決算及び財務会計事務に関すること。
- 24 議会に関すること。
- 25 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の給与及び旅費の制度並びに職務の級及び号俸の決定に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 26 前各号に定めるもののほか、教育委員会の所掌事務で他の所掌に属しない事務を処理すること。
- 27 総務課担当課長は、総務課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
  - ア 教育委員会の会議及び委員に関すること。
  - イ 教育委員会規則の制定及び公布に関すること。
  - ウ 事務局及び所管機関の文書管理に関すること。
  - エ 教育委員会の所管に属する特例民法法人及び公益信託に関すること。
  - オ 教育委員会規則案その他の重要文書を審査すること。
  - カ 法制業務の総合調整に関すること（法令の解釈についての連絡調整を含む。）。
  - キ 市町村の組合に係る知事の処分に関し、あらかじめ意見を述べる等の事務を行うこと。
  - ク 市町村の教育委員会の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び援助を与えること。
  - ケ 訴訟並びに事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の身分取扱いに係る不服申立て並びに勤務条件に関する措置の要求に関すること。
  - コ 教育委員会公報を発行すること。
  - サ 所管行政の情報公開及び個人情報の保護の総括に関すること。
  - シ 教育委員会所管の決算及び財務会計事務に関すること。
  - ス 事務局及び所管機関の職員並びに県費負担教職員の懲戒及び分限（地方公務員第28条第2項第1号又は北海道職員等の分限に関する条例第1条の2の規定による休職を除く。）に関すること。

##### 施 設 課

- 1 道立の文教施設の整備及び保全に関すること（学校教育局健康・体育課の所掌に属するものを除く。）。
- 2 道立高等学校の水産に関する専門教育を行うための船舶（以下「実習船」という。）の建造及び整備に関する

こと。

- 3 事務局の職員及び所管機関の職員に貸与する住宅の整備及び管理に関すること。
- 4 教育財産の取得及び管理に関すること。
- 5 道立の文教施設の建築についての専門的技術的事項に関すること。
- 6 市町村立高等学校の施設に関し、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）による国の補助に関する事務を処理すること。
- 7 市町村立の文教施設の建築に関し、専門的技術的事項について審査を行い、並びに指導及び助言を与えること。
- 8 市町村立学校の施設及び設備に関し、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）その他の法律及び予算措置による国の負担及び補助に関する事務を処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 9 市町村立の小学校及び中学校の職員のための住宅の整備に関すること。

#### 教育政策課

- 1 所管行政の基本的施策及び総合的な計画に関すること。
- 2 所管行政の総合調整に関すること。
- 3 教育委員会の所掌事務についての一般的調査統計及び基幹統計に関すること。
- 4 情報化の推進に関する企画及び総合調整に関するこ（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 5 所管行政の広報、広聴及び相談に関すること。
- 6 道立学校の職員及び県費負担教職員の定数に関すること。
- 7 道立の特別支援学校の各部の学級の編制及びその変更に関すること。
- 8 市町村立の小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部並びに指定都市立特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更について届出を受け、市町村立の特別支援学校の高等部（指定都市立特別支援学校の高等部を除く。）の学級の編制及びその変更について認可を与えること。
- 9 北海道教育推進会議に関すること。

#### 生涯学習推進局

##### 社会教育課

- 1 生涯学習推進体制の整備についての調査、企画及び調整に関すること。
- 2 生涯学習推進体制の整備及び普及のための補助に関すること。
- 3 リカレント教育の推進についての調査、企画及び調整に関すること。
- 4 社会教育に関し、次に掲げる事務を行うこと。
  - ア 講座の開設及び研究集会、講習会、展示会その他の催しの主催又はこれへの参加に関すること。

他の催しの主催又はこれへの参加に関すること。

- イ 通信教育及び視聴覚教育に関すること。
- ウ その他社会教育の向上及び普及に関すること。
- 5 市町村における社会教育に関し、次に掲げる事務を行うこと。
  - ア 公民館、図書館、青年の家その他の社会教育に関する教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
  - イ 社会教育のための講座の開設及び研究集会、講習会、講演会、展示会その他の催しの開催並びにその奨励に関し、指導及び助言を与えること。
  - ウ 社会教育主事、社会教育委員、公民館の職員その他の社会教育関係職員の研究集会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。
  - エ 社会教育主事その他の職員を派遣すること。
  - オ 社会教育のための補助に関すること。
- 6 社会教育関係団体又は私立図書館（図書館同種施設を含む。）の求めに応じ、専門的技術的指導又は助言を与えること。
- 7 子どもの読書活動の推進に関すること。
- 8 社会教育のための補助及び学校教育における視聴覚教育のための補助に関すること。
- 9 社会教育に関し、社会教育法（昭和24年法律第207号）その他の法律及び予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。
- 10 P T A・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）の規定に基づく共済事業に関すること。
- 11 北海道生涯学習審議会及び北海道社会教育委員に関すること。
- 12 北海道立生涯学習推進センターに関すること。
- 13 北海道立図書館に関すること。
- 14 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄及び北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく指定管理者に係る事務及び専門的技術的事項に係る事務を行うこと。
- 15 国語の改良に関すること。
- 16 ユネスコ活動に関すること。
- 17 地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの推進に関すること。
- 18 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で生涯学習に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

## 文化財・博物館課

- 1 文化財の保存及び活用に関し、展示会、講習会その他の催しの主催又はこれへの参加に関する事務を行うこと。
- 2 史跡名勝天然記念物の仮指定、埋蔵文化財の発掘等国の文化財の保存及び活用に関する事務を行うこと。
- 3 道内の文化財（国及び市町村の指定した文化財を除く。）の保存及び活用に関する事務を行うこと。
- 4 美術品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の登録に関する事務を処理すること。
- 5 市町村における文化財に関し、次に掲げる事務を行うこと。
  - ア 埋蔵文化財センターその他の文化財の保存及び活用に関する教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
  - イ 文化財の保存及び活用に関し、指導及び助言を与えること。
  - ウ 文化財保護主事その他の職員を派遣すること。
  - エ その他文化財の保存及び活用に関すること。
- 6 文化財の保存及び活用のための補助に関すること。
- 7 文化財の保存及び活用に関し、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及びその他の法律並びに予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。
- 8 文化財の保存及び活用に関し、援助及び助言を与えること。
- 9 文化財の保存及び活用並びに埋蔵文化財の発掘についての専門的技術的事項に関すること。
- 10 北海道文化財保護審議会に関すること。
- 11 市町村立博物館の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- 12 私立博物館（博物館相当施設を含む。）の求めに応じ、専門的技術的指導又は助言を与えること。
- 13 博物館の登録及び博物館相当施設の指定に関する事務を行うこと。
- 14 北海道立近代美術館、北海道立旭川美術館、北海道立函館美術館及び北海道立帯広美術館に関すること。
- 15 北海道立北方民族博物館、北海道立文学館及び北海道立釧路芸術館に関し、地方自治法に基づく指定管理者に係る事務及び資料の調査研究等の専門的技術的事項に係る事務を行うこと。
- 16 北海道立埋蔵文化財センターに関する事務を行うこと。
- 17 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で文化財及び博物館に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

## 幼児教育推進局

### 幼児教育推進センター

- 1 幼児教育の質の向上に係る調査研究及び企画に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 2 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の研修に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 3 幼児教育施設における教育活動に対する指導及び助言に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 4 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で幼児教育の質の向上に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

## 学校教育局

### 高校教育課

- 1 道立の高等学校及び中等教育学校に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - ア 設置、廃止及び設置者の変更に関する事務。
  - イ 生徒の入学、転学及び退学に関する事務。
  - ウ 学校経営、組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事務。
  - エ 教科書その他の教材の取扱いに関する事務。
  - オ 教具その他の設備の整備に関する事務。
  - カ 授業料その他の費用の徴収及び運営費（実習船の管理運営費を含む。）予算に関する事務。
  - キ 校長、教員その他の関係職員の研修に関する事務。
  - ク その他管理運営に関する事務。
- 2 渡島教育局の行う水産に関する専門教育に関し、指導及び助言を与えること。
- 3 市町村立の高等学校及び中等教育学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
- 4 市町村における高等学校教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - ア 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この号並びにこの項の第5号、第10号及び第19号において同じ。）の設置及び管理並びに整備に関する事務。
  - イ 高等学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱い、その他学校運営に関する事務。
  - ウ 校長、教員その他の関係職員の研究集会、講習会その他の研修に関する事務。
  - エ 生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関する事務。

- 事務に関し、指導及び助言を与えること。
- オ 指導主事その他の職員を派遣すること。
- カ 管理運営のための補助に関すること。
- 5 市町村立の高等学校の設備等に関し、産業教育振興法及び予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。
- 6 公立の高等学校の入学者の選抜方法及び道立中等教育学校の入学者の選考方法に関すること。
- 7 道立高等学校の入学者の選抜のための学力検査を行うこと。
- 8 道立学校の研究指定校に関するこ（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 9 学校教育における教育実践の向上に顯著な事績のある学校及び教育関係職員の表彰を行うこと。
- 10 公立の高等学校の生徒の奨学に関するこ。
- 11 高等学校教育に関する研究団体の補助に関するこ。
- 12 國際交流の推進についての企画及び調整に関するこ。
- 13 國際理解教育の推進についての調査、企画及び調整に関するこ（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 14 市町村立の専修学校及び各種学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
- 15 北海道産業教育審議会に関するこ。
- 16 公立の高等学校及び中等教育学校の配置及び規模の適正化並びに市町村立高等学校の道への移管についての調査、企画及び調整に関するこ。
- 17 道立の高等学校及び中等教育学校の通学区域に関するこ。
- 18 公立の高等学校教育の改善の推進についての調査、企画及び調整に関するこ（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 19 遠隔授業の配信機能の集中化に関するこ。
- 20 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で高等学校における教育に関するもの処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 21 高校教育課担当課長は、高校教育課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
- ア 道立の高等学校及び中等教育学校に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (ア) 設置、廃止及び設置者の変更に関するこ。
- (イ) 授業料その他の費用の徴収に関するこ。
- (ウ) 学校の管理運営に係る規程・調査等の調整その他管理運営に関するこ。
- イ 市町村立の高等学校及び中等教育学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
- ウ 市町村における高等学校教育に関し、次に掲げ

- る事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項の第5号において同じ。）の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- (イ) 管理運営のための補助に関するこ。
- エ 学校教育における教育実践の向上に顯著な事績のある学校及び教育関係職員の表彰を行うこと。
- オ 公立の高等学校の生徒の奨学に関するこ。
- カ 國際交流の推進についての企画及び調整に関するこ。
- キ 市町村立の専修学校及び各種学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
- ク 公立の高等学校及び中等教育学校の配置及び規模の適正化並びに市町村立高等学校の道への移管についての調査、企画及び調整に関するこ。
- ケ 道立の高等学校及び中等教育学校の通学区域に関するこ。
- コ 公立の高等学校教育の改善の推進についての調査、企画及び調整に関するこ（他課の所掌に属するものを除く。）。
- サ 遠隔授業の配信機能の集中化に関するこ。
- ### 義務教育課
- 1 市町村立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校に関し、設置、廃止、設置者の変更等に関する事務を行うこと（総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 2 市町村における幼稚園教育、小学校教育及び中学校教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ア 幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）及び義務教育学校の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- イ 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
- ウ 小学校、中学校及び義務教育学校の校長、教員その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。
- エ 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。
- オ 指導主事その他の職員を派遣すること。
- カ 管理運営のための補助に関するこ。

- 3 教科書展示会を開催し、道内の学校の教科書の需要数を報告する等の教科書の発行に関する事務を行うこと。
- 4 義務教育諸学校において使用する教科用図書に関し、無償給付及び給与に関する事務を行い、採択に関する指導、助言及び援助を与え、並びに採択地区の設定に関する事務を行うこと。
- 5 道立中等教育学校の前期課程並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の就学困難な児童及び生徒に関し、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）及び予算措置による国補助に関する事務（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条第2項の規定による補助に関する事務を含む。）を処理すること（健康・体育課の所掌に属するものを除く。）。
- 6 市町村教育委員会並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校における学校改善プランの活用の支援に関すること。
- 7 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における教育に関する研究団体の補助に関すること。
- 8 北海道教科用図書選定審議会に関する事務。
- 9 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における教育に関する事務を処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

#### 特別支援教育課

- 1 道立の特別支援学校に就学する児童生徒等に関し、入学期日を通知し、就学させるべき特別支援学校を指定し、区域外就学の届出を受理する等の就学義務に関する事務を行うこと。
- 2 道立の特別支援学校に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - ア 整備計画に関する事務。
    - イ 設置、廃止及び設置者の変更に関する事務。
    - ウ 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事務。
  - エ 学校経営、組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事務。
  - オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事務。
  - カ 教具その他の設備の整備に関する事務。
  - キ 運営費予算に関する事務。
  - ク 校長、教員その他の関係職員の研修に関する事務。
  - ケ その他管理運営に関する事務。
- 3 市町村立の特別支援学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと（総務政策局

- 教育政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 4 市町村における特別支援教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
    - ア 特別支援学校の設置及び管理並びに整備に関する事務。
    - イ 特別支援学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関する事務、指導及び助言を与えること。
    - ウ 校長、教員その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関する事務、指導及び助言を与えること、又はこれらを主催すること。
    - エ 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事務に関する事務。
    - オ 指導主事その他の職員を派遣すること。
    - カ 管理運営のための補助に関する事務。
  - 5 道立、市町村立及び私立の特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級等の児童及び生徒に関する事務で特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）及び予算措置による国補助に関する事務を処理すること。
  - 6 特別支援教育に関する研究団体の補助に関する事務。
  - 7 北海道教育支援委員会に関する事務。
  - 8 北海道立特別支援教育センターに関する事務。
  - 9 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で特別支援教育に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

#### 教職員育成課

- 1 道立学校職員及び県費負担教職員の育成に関する事務。
- 2 学校教育の情報化の推進に関する事務。
- 3 教職員研修計画の策定及び研修体系の検証・改善に関する事務。
- 4 教職員の計画研修に係る企画及び総合調整に関する事務。
- 5 北海道立教育研究所に関する事務。

#### 健康・体育課

- 1 道立学校における体育、学校保健及び学校給食に関する事務。
- ア 体育、学校保健及び学校給食の指導に関する事務。
- イ 保健管理及び学校給食の実施に関する事務。
- ウ 施設及び設備の整備に関する事務（総務政策局施設課の所掌に属するものを除く。）。
- エ 教諭、養護教諭、栄養教諭その他の関係職員

- の研修に關すること（他課の所掌に屬するものを除く。）。
- オ その他体育、学校保健及び学校給食に關すること。
- 2 市町村における体育、学校保健及び学校給食に關し、次に掲げる事務を行うこと。
- ア 市町村立学校の施設及び設備の整備に關し、指導及び助言を与えること。
- イ 市町村立学校における体育、学校保健及び学校給食の指導に關し、指導及び助言を与えること。
- ウ 保健管理の向上及び学校給食の普及充実に關し、指導及び助言を与えること。
- エ 教諭、養護教諭、栄養教諭その他の關係職員の研究集会、講習会その他研修に關し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること（他課の所掌に屬するものを除く。）。
- オ 指導主事その他の職員を派遣すること。
- カ 体育、学校保健及び学校給食のための補助に關すること。
- 3 市町村立学校に關し、学校保健安全法、学校給食法、夜間課程を置く高等学校における学校給食に關する法律（昭和31年法律第157号）及び予算措置による國の補助に關する事務（義務教育課の所掌に屬するものを除く。）を処理すること。
- 4 学校における体育、学校保健及び学校給食に關する團体の補助に關すること。
- 5 北海道学校保健審議会に關すること。
- 6 前各号に定めるもののほか、教育委員会の權限に屬する事務で学校における体育、学校保健及び学校給食に關する事務を処理すること（他課の所掌に屬するものを除く。）。

#### 高校總體推進課

- 1 全国高等学校総合体育大会に關する事務をつかさどる。

#### 生徒指導・学校安全課

- 1 道立学校における生徒指導及び学校安全に關し、次に掲げる事務を行うこと。
- ア 生徒指導及び学校安全に關し、指導及び助言を与えること。
- イ 安全管理の向上及び災害共済給付の実施に關すること。
- ウ 校長、教諭、養護教諭その他の關係職員の研修に關すること（他課の所掌に屬するものを除く。）。
- エ その他生徒指導及び学校安全に關すること。
- 2 市町村における生徒指導及び学校安全に關し、次に掲げる事務を行うこと。
- ア 市町村立学校における生徒指導及び学校安全に

- 関し、指導及び助言を与えること。
- イ 安全管理の向上及び災害共済給付の実施に關し、指導及び助言を与えること。
- ウ 校長、教諭、養護教諭その他の關係職員の研究集会、講習会その他研修に關し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること（他課の所掌に屬するものを除く。）。
- エ 指導主事その他の職員を派遣すること。
- オ 生徒指導及び学校安全のための補助に關すること。
- 3 生徒指導及び学校安全に關する團体の補助に關すること。
- 2 前3号に定めるもののほか、教育委員会の權限に屬する事務で生徒指導及び学校安全に關するものを処理すること（他課の所掌に屬するものを除く。）。

#### I C T教育推進局

##### I C T教育推進課

- 1 学校教育の情報化の推進に關すること（他課の所掌に屬するものを除く。）。
- 2 教育情報通信ネットワーク及び校務支援システムの管理・運用に關すること。
- 3 公立の小学校及び中学校並びに道立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び特別支援学校の児童生徒用情報端末を活用した教育活動の推進に關すること。
- 4 I C T教育推進課担当課長は、I C T教育推進課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
- ア 公立の小学校及び中学校の児童生徒用情報端末を活用した教育活動の推進に關すること。
- イ 道立の特別支援学校の児童生徒用情報端末を活用した教育活動の推進に關すること。

#### 教職員局

##### 教職員課

- 1 道立学校の職員の任免、分限（地方公務員法第28条第2項第1号又は北海道職員等の分限に關する条例第1条の2の規定による休職に限る。次号において同じ。）、服務、人事記録その他の人事に關すること（他課の所掌に屬するものを除く。）。
- 2 県費負担教職員の任免、分限等の任命権の行使、服務の監督の技術的な基準に關すること（他課の所掌に屬するものを除く。）。
- 3 公立学校の教員の選考検査に關すること。
- 4 教育の振興に功績のある者の顕彰に關すること（他課の所掌に屬するものを除く。）。
- 5 学校職員の評価に關すること。
- 6 教育職員の免許状及び教育職員検定に關すること。
- 7 学校の働き方改革に關すること。
- 8 公立の中学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程

- を含む。) 並びに特別支援学校の中等部及び高等部の部活動に關すること (他課の所掌に屬するものを除く。)。
- 9 職員団体に關すること。
- 10 職員制度の調査研究に關すること。
- 11 教職員課担当課長は、教職員課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
- ア 道立学校の職員の服務に關すること (他課の所掌に屬するものを除く。)。
- イ 県費負担教職員の服務の監督の技術的な基準に關すること。
- ウ 学校の働き方改革に關すること。
- エ 公立の中学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）並びに特別支援学校の中等部及び高等部の部活動に關すること (他課の所掌に屬するものを除く。)。
- 12 教職員課職員制度室においては、教職員課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
- ア 職員団体に關すること。
- イ 職員制度の調査研究に關すること。
- ウ 教育の振興に功績のある者の顕彰に關すること (他課の所掌に屬するものを除く。)。

#### 教職員事務課

- 1 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の職務の級及び号俸の決定の事務に關すること (他課の所掌に屬するものを除く。)。
- 2 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の給与に關し、昇格その他任命権者としての事務に關すること (他課の所掌に屬するものを除く。)。
- 3 教育長の給与並びに事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の給与の支給に關すること。
- 4 特別職非常勤職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の報酬等の支給に關すること。
- 5 道立学校の職員及び県費負担教職員の給与費の負担に關すること。
- 6 電子計算機により前号に掲げる職員等の給与に關する情報の整理、蓄積、解析その他の処理を行い、及びそれらの結果を利用に供すること。
- 7 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の諸手当の支給の認定に關すること。
- 8 委員、教育長、事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の旅費の支給に關すること。
- 9 教職員事務課担当課長は、教職員事務課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
- ア 所管機関（道立学校に限る。）の職員及び県費負担教職員の諸手当の支給の認定に關すること。
- イ 所管機関（道立学校に限る。）の職員及び県費負担教職員の旅費の支給に關すること。

#### 福利課

- 1 事務局の職員及び所管機関の職員の保健、厚生及び福

利に關すること。

- 2 県費負担教職員の保健、厚生及び福利に關し、調査し、及び企画し、並びに市町村の教育委員会に対し、指導及び助言を与えること。
- 3 教育関係職員の福祉相談及び労働基準法（昭和22年法律第49号）による貯蓄金の管理を行い、並びに勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）による協力、指導等を行うこと。
- 4 公立学校共済組合北海道支部に關すること。
- 5 教育関係職員の厚生及び福利に關し、互助団体に対し指導、助言及び援助を与えること。
- 6 委員、教育長、事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員並びに道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の災害補償に關すること。
- 7 教育委員会の任命に係る職員であった者の恩給に關する事務を処理すること。

## 2 高等学校への生徒の就学状況

### (1) 入学定員

区分			年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
入学定員	国・公立	全日制	45,689	44,989	44,255	42,496	40,983			
		定時制	35,140	34,260	33,610	32,290	31,050			
		計	2,320	2,320	2,320	2,320	2,200			
	私 立		37,460	36,580	35,930	34,610	33,250			
	計		11,660	11,574	11,397	11,257	11,207			
中学校卒業者に対する入学定員の比率(%)			49,120	48,154	47,327	45,867	44,457			
公立の募集学級増減数			増	22	15	23	14	17		
			減	△ 11	△ 21	△ 29	△ 37	△ 36		

### (2) 中学校卒業者に対する入学定員、入学者数の推移

年 度	中卒者に対する入学定員の比率(%)	中卒者に対する入学者数の比率(%)		
		上昇率	北海道	全国
平成29年度	107.5	-1.0	97.2	96.4
平成30年度	107.0	-0.5	96.5	96.3
令和元年度	106.9	-0.1	96.5	95.9
令和2年度	107.9	1.0	95.9	95.6
令和3年度	108.5	0.6	95.3	95.5

### (3) 公立高等学校等入学者選抜状況

(単位：人)

区 分	令和3年度（令和3年3月実施）			令和4年度（令和4年3月実施）		
	課程別	募集人員	受検者	合格者	募集人員	受検者
全日制	31,090	29,057	26,272	26,272	30,890	29,419
定時制	2,010	869	830	830	1,970	964
計	33,100	29,926	27,102	27,102	32,860	30,383
						27,253

## 3 公立高等学校生徒への学資金貸付事業の概要

区 分	貸付人数(人)	貸付金額(千円)	備 考
(公財)北海道高等学 校奨学会奨学金	学年進行による貸付	370	96,335
	新規貸付	131	35,390
	計	501	131,725
高等学校定時制課程 及び通信制課程修学 奨励費	学年進行による貸付	31	4,690
	新規貸付	28	3,766
	計	59	8,456

貸付月額  
25,000円  
20,000円  
15,000円  
10,000円  
から選択制

貸付月額  
14,000円

#### 4 特別支援教育の対象児童生徒の就学状況

区分	就学者数(人)		
	特別支援学校	特別支援学級	計
視覚障害	115	48	163
聴覚障害	198	74	272
知的障害	5,081	5,878	10,959
肢体不自由	625	255	880
身体虚弱・病弱	30	365	395
言語障害	0	584	584
情緒障害	0	9,860	9,860
合計	6,049	17,064	23,113

#### 5 特別支援教育就学奨励費の概要

(単位(人数) : 人、単位(金額) : 千円)

区分		教科用図書購入費	学校給食費	交通費				現場実習費	交流學習費	寄宿舎居住に伴う経費				
				通学費		帰省費				寝具購入費	日用品等購入費	食費		
				本人	付添人	本人	付添人							
幼稚部	人数	0	34	34	30	2	2	0	0	2	2	2		
	金額	0	1,298	1,522	684	70	53	0	0	8	26	59		
小学部	人数	0	1,104	905	668	172	109	0	4	13	58	77		
	金額	0	51,610	10,438	10,155	2,768	3,153	0	1	52	2,789	6,526		
中学部	人数	0	734	513	314	233	151	15	0	37	95	115		
	金額	0	40,641	6,438	4,456	4,306	3,713	5	0	168	3,445	10,141		
高等部 (本・別)	人数	1,853	3,089	1,892	324	2,552	178	1,571	2	360	995	1,240		
	金額	26,149	162,016	93,852	4,181	78,665	6,939	6,523	1	1,729	25,515	123,729		
高等部 (専)	人数	29	30	4	0	21	0	2	0	0	14	21		
	金額	3,391	1,783	180	0	2,856	0	1	0	0	799	2,629		
計(金額)		29,540	257,348	112,430	19,476	88,665	13,858	6,529	2	1,957	32,574	143,084		

区分		修学旅行費						職場実習費 (宿泊費)	学用品購入費	新入学児童生徒学用品費等	ICT機器加算分	オンライン学習通信費	計						
		修学旅行費		校外活動費		宿泊生活訓練費													
		本人	付添人	本人	付添人	本人	付添人												
幼稚部	人数	0	0	14	5	0	0	0	31	0	0	0	158						
	金額	0	0	12	4	0	0	0	189	0	0	0	3,925						
小学部	人数	166	8	359	16	0	0	0	1,044	165	0	1	4,869						
	金額	2,889	103	2,250	98	0	0	0	8,156	5,467	0	10	106,465						
中学部	人数	220	3	294	19	0	0	0	704	216	0	2	3,665						
	金額	7,283	68	3,017	70	0	0	0	8,861	7,456	0	9	100,077						
高等部 (本・別)	人数	828	10	1,076	11	0	0	84	2,578	939	1,743	9	21,334						
	金額	48,999	489	6,750	112	0	0	485	43,362	44,558	69,311	44	743,409						
高等部 (専)	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	121						
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,639						
計(金額)		59,171	660	12,029	284	0	0	485	60,568	57,481	69,311	63	965,515						

## 6 学校給食の実施概況

### (1) 学校給食実施状況

区分 種別	学校総数	在学児童・生徒数	給食区分	実施学校数	実施率	在学児童・生徒数	実施率
小学校	978	230,338	完全給食	952	97.3%	229,340	99.5%
			補食給食	8	0.8%	515	0.2%
			ミルク給食	8	0.8%	467	0.2%
			計	968	99.0%	230,322	99.9%
中学校	562	119,467	完全給食	546	97.2%	118,923	99.5%
			補食給食	4	0.7%	294	0.2%
			ミルク給食	6	1.1%	222	0.2%
			計	556	98.9%	119,439	99.9%
合 計	1,540	349,805	完全給食	1,498	97.3%	348,263	99.5%
			補食給食	12	0.7%	809	0.2%
			ミルク給食	14	0.9%	689	0.2%
			計	1,524	99.0%	349,761	99.9%

(注) 中学校は、中等教育学校前期課程を含む。

### (2) 管内別学校給食実施状況

(小学校)

局名	学校 総 数	在 学 児 童 数	完全給食				補食給食		ミルク給食		合 計				未 実 施 校 数	
			学 校 数	児 童 数	共同調理場		学 校 数	児 童 数	学 校 数	児 童 数	学 校 数	児 童 数	学 校 数	児 童 数		
					学 校 数	児 童 数										
空知	57	10,663	57	10,663	55	9,857	0	0	0	0	57	100	10,663	100	0	
石狩	262	110,332	259	110,319	62	21,069	0	0	0	0	259	98.8	110,319	99.9	3	
後志	57	7,830	57	7,830	51	6,660	0	0	0	0	57	100	7,830	100	0	
胆振	69	16,974	68	16,974	68	16,974	0	0	0	0	68	98.5	16,974	100	1	
日高	26	2,923	24	2,740	12	1,615	0	0	2	183	26	100	2,923	100	0	
渡島	83	14,999	81	14,999	75	12,780	0	0	0	0	81	97.5	14,999	100	2	
檜山	20	1,229	12	750	12	750	6	401	2	78	20	100	1,229	100	0	
上川	114	20,946	109	20,776	66	10,958	0	0	3	170	112	98.2	20,946	100	2	
留萌	17	1,688	14	1,538	9	1,241	2	114	1	36	17	100	1,688	100	0	
宗谷	35	2,604	35	2,604	30	2,485	0	0	0	0	35	100	2,604	100	0	
ホーツク	77	11,848	76	11,845	52	5,874	0	0	0	0	76	98.7	11,845	99.9	1	
十勝	86	16,161	86	16,161	74	13,760	0	0	0	0	86	100	16,161	100	0	
釧路	53	8,816	52	8,816	48	8,685	0	0	0	0	52	98.1	8,816	100	1	
根室	22	3,325	22	3,325	22	3,325	0	0	0	0	22	100	3,325	100	0	
合 計	978	230,338	952	229,340	636	116,033	8	515	8	467	968	99.0	230,322	99.9	10	

(注) 表中の完全給食のうち、共同調理場分の数字は完全給食の内数である。

## (中学校)

種別 局名	学校 総 数	在 学 生 徒 数	完全給食			補食給食		ミルク給食		合 計				未 実 施 校 数	
			学 校 数	生 徒 数	共同調理場		学 校 数	生 徒 数	学 校 数	生 徒 数	实 施 率	生 徒 数	实 施 率		
					学 校 数	生 徒 数									
空知	校 39	人 5,736	校 39	人 5,736	校 38	人 5,422	校 0	人 0	校 0	人 39	% 100	人 5,736	% 100	校 0	
石狩	138	55,243	135	55,225	37	11,168	0	0	0	135	97.8	55,225	99.9	3	
後志	36	4,190	36	4,190	31	3,530	0	0	0	36	100	4,190	100	0	
胆振	44	9,155	44	9,155	44	9,155	0	0	0	44	100	9,155	100	0	
日高	15	1,569	14	1,489	8	852	0	0	1	80	15	100	1,569	100	0
渡島	38	7,900	38	7,900	38	7,900	0	0	0	38	100	7,900	100	0	
檜山	10	648	6	379	6	379	3	236	1	33	10	100	648	100	0
上川	60	11,172	57	11,084	49	10,112	0	0	3	88	60	100	11,172	100	0
留萌	12	894	9	815	6	663	1	58	1	21	11	91.6	894	100	1
宗谷	22	1,426	22	1,426	18	1,342	0	0	0	22	100	1,426	100	0	
ホーツク	46	6,163	45	6,153	41	5,733	0	0	0	45	97.8	6,153	99.8	1	
十勝	48	8,585	48	8,585	42	7,190	0	0	0	48	100	8,585	100	0	
釧路	36	4,928	35	4,928	32	4,809	0	0	0	35	97.2	4,928	100	1	
根室	18	1,858	18	1,858	18	1,858	0	0	0	18	100	1,858	100	0	
合計	562	119,467	546	118,923	408	70,113	4	294	6	222	556	98.9	119,439	99.9	6

(注) 表中の完全給食のうち、共同調理場分の数字は完全給食の内数である。

## (3) へき地学校給食実施状況

区分 種別	学校総数	在学児童・生徒数	給食区分		実施学校数	実施率	在学児童・生徒数	実施率
			完全給食	補食給食				
小学校	校 268	人 18,309	完全給食	補食給食	校 258	% 96.3	人 17,816	% 97.3
			ミルク給食	計	3	1.1	120	0.7
					7	2.6	373	2.0
					268	100	18,309	100
中学校	156	10,049	完全給食	補食給食	151	96.8	9,810	97.6
			ミルク給食	計	1	0.6	26	0.3
					4	2.6	213	2.1
					156	100	10,049	100
合計	424	28,358	完全給食	補食給食	409	96.5	27,626	97.4
			ミルク給食	計	4	0.9	146	0.5
					11	2.6	586	2.1
					424	100	28,358	100

#### (4) 学校給食施設設備状況

学校施設環境改善交付金	交付実績		設置者数	箇所数
	施設総事業費	交付金額		
学校給食施設の新增築 (単独校調理場)	千円 495,730	千円 122,076	市町村 2	箇所 7
学校給食施設の新增築 (共同調理場)	109,218	29,314	3	3
学校給食施設の改築 (単独校調理場)	168,124	41,252	2	3
学校給食施設の改築 (共同調理場)	722,375	144,003	4	4
計	1,495,447	336,645	11	17

(注) 道立学校及び市町村立高等学校に係わる整備費を除く。

#### (5) 夜間定時制高等学校給食実施状況（道立、市町村立）

区分	総数	完全給食	補食給食	計	未実施
学校数	34校	32校 (94.1%)	2校 (5.9%)	34校 (100%)	0校 (0.0%)
生徒数	1,822人	1,179人 (64.7%)	36人 (2.0%)	1,215人 (66.7%)	607人 (33.3%)

(注) 給食実施数は申出による人数である。（未実施数には未申出者を含む。）

## 7 令和3年度（2021年度）研究指定校等一覧

### (1) 文部科学省研究指定校等

#### [教育課程研究指定校事業（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校等における教育課程及び指導方法等について調査研究を行い、もって学校における学習指導の改善充実及び教育課程の基準の改善等に資する。	R2～R3	七飯高校（国語） 稚内高校（公民） 札幌北高校、釧路江南高校（総合的な探究の時間） 浦河高校（特別活動）

#### [教育課程実践検証協力校事業（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校等において、児童生徒が学習に取り組む様子の観察等を通じて、学習指導上の様々な実践を客観的に検証することや全国的な学力調査等と学習の実施状況を相補的に捉えることにより、教育課程の基準の改善充実等に必要となる情報の収集等を行うことを目的とする。	R3	俱知安高校（英語） 松前高校（総合的な探究の時間）

#### [スーパーサイエンスハイスクール（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
高等学校及び中高一貫教育校における先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的能力及び技能並びに科学的思考力、判断力及び表現力を培い、もって、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成を図る。	H29～R3	北見北斗高校
	H30～R4	釧路湖陵高校
	R元～R5	滝川高校
	R2～R6	札幌啓成高校 函館中部
	R3～R7	旭川西高校

#### [地域との協働による高等学校教育改革推進事業（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
高等学校等と市町村、高等教育機関、産業界等が協働してコンソーシアムを構築し、高等学校等における地域課題の解決等の探究的な学びを通して、未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付けるとともに、地域への課題意識や貢献意識をもち、将来、地域ならではの新しい価値を創造し、新たな時代を地域から分厚く支えることのできる人材の育成を図る。	R元～R3	登別明日中等教育学校（グローカル型 指定校） 稚内高校、湧別高校（地域魅力化型 アソシエイト校）

#### [がんの教育総合支援事業（健康・体育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
がん教育に関する教職員及び外部講師の質の向上や指導方法の充実を中心に、がん教育を推進する。	R3	函館市立深堀中学校 北海道松前高等学校

#### [オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（健康・体育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
オリンピック・パラリンピック教育を通じて、国際的な視野や共生の視点に立ったスポーツの価値や効果などの理解を深め、国際的な視野をもって世界の平和に向けて貢献できる人材の育成を図る。	R3	留寿都村立留寿都小学校 留萌市立東光小学校 日高町立富川小学校 幌延町立問寒別小学校 木古内町立木古内小学校 釧路市立朝陽小学校 江差町立江差中学校 中標津町立中標津東小学校

#### [研究開発学校（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
小規模校や離島の高校の教育水準の維持向上を図るために、全日制及び定時制課程高校におけるメディアを利用して行う遠隔授業の対面により行う授業時数を緩和した単位認定の在り方並びに指導方法についての研究開発を行う。	H29～R3	夕張高校 平取高校 南茅部高校 下川商業高校 豊富高校 礼文高校 常呂高校 阿寒高校 寿都高校 有朋高校（協力校）

## (2) 北海道教育委員会研究指定校等

### [専門高校フューチャープロジェクト（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
将来の本道産業を支える人材を育成するため、農業高校と工業高校が大学や企業等と連携し、地域産業の課題解決に必要な資質・能力を育成するための実践研究を行い、成果を全道に広く普及することにより、本道における実践的な職業教育の充実を図る。	R2～R4	岩見沢農業高校	札幌工業高校

### [就職指導の改善に関する研究（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
今日的な就職指導に当たっては、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる資質・能力の育成が必要であることから、実践研究校を指定し、社会や職業への円滑な移行に向けた調査研究を行い、高等学校における就職指導の改善・充実を図る。	R3	芦別高校 伊達開来高校 静内農業高校	美深高校 遠別農業高校 標津高校

### [地域医療を支える人づくりプロジェクト事業（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
将来における本道の地域医療を支える人材を育成するため、医学部への進学を目指す道立高等学校の生徒に対して、地域医療の現状や医師という職業への理解を深める機会を提供し、地域医療を担う使命感を育成するとともに、教育課程や指導方法の改善・充実を図ることにより、進路希望の実現に向けた効果的な学習支援に努め、もって本道の高等学校教育全体の活性化に資する。	R3～R5	岩見沢東高校 室蘭栄高校 函館中部高校 北見北斗高校 釧路湖陵高校	小樽潮陵高校 苫小牧東高校 旭川東高校 帯広柏葉高校

### [高等学校における特別支援教育支援員配置事業（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
高等学校における特別支援教育の充実を図るために、発達障がいのある教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する道立高等学校に特別支援教育支援員を配置する。	R3	岩見沢東高校 恵庭南高校（定時制） 追分高校 旭川北高校（定時制） 清里高校 帯広柏葉高校	千歳北陽高校 穂別高校 旭川西高校 名寄高校 訓子府高校 阿寒高校

### [北海道高等学校「未来を切り拓く資質・能力を育む高校教育推進事業」（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
新学習指導要領の実施に向け、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を育成するため、生徒に求められる資質・能力とは何かを社会と共にし連携する「社会に開かれた教育課程」の実現を図る。	R元～R3	【総合的な探究の時間推進プロジェクト モデル校事業】 札幌南高校 【総合的な探究の時間推進プロジェクト プロジェクト研究事業】 札幌西陵高校 伊達開来高校 大樹高校	蘭越高校 芽室高校
	R2～R3	【学びの重点化推進プロジェクト】 札幌北陵高校 名寄高校	苦小牧南高校 上士幌高校

### [小規模総合学科等の高校魅力化推進事業（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
小規模となった総合学科設置校、単位制導入校及び連携型中高一貫教育導入校等が実施する高校の魅力化に向けた取組を支援し、これらの高校の教育環境の充実を図るとともに、その成果の普及を図ることにより、本道の高校教育全体の活性化に資する。	R3	美唄尚栄高校 浦河高校 池田高校 留辺蘋高校 岩見沢西高校 登別青嶺高校 湧別高校 羅臼高校	余市紅志高校 檜山北高校 標茶高校 斜里高校 音更高校 鶴川高校 鹿追高校

[学校力向上に関する総合実践事業（実践指定校）（義務教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
管理職のリーダーシップの下で学校改善を推進し、実践成果を普及・啓発するシステムを構築する。	R3	芦別市立芦別小学校 芦別市立上芦別小学校 芦別市立芦別中学校 芦別市立啓成中学校 <b>美唄市立東小学校</b> 美唄市立中央小学校 美唄市立東中学校 美唄市立美唄中学校 <b>石狩市立石狩中学校</b> 石狩市立石狩八幡小学校 石狩市立生振小学校 <b>北広島市立東部中学校</b> 北広島市立東部小学校 北広島市立北の台小学校 <b>小樽市立稲穂小学校</b> 小樽市立花園小学校 小樽市立西陵中学校 小樽市立青園中学校 <b>俱知安町立俱知安中学校</b> 俱知安町立俱知安小学校 俱知安町立北陽小学校 <b>登別市立幌別小学校</b> 登別市立幌別西小学校 登別市立幌別東小学校 登別市立幌別中学校 登別市立西陵中学校 <b>伊達市立伊達小学校</b> 伊達市立東小学校 伊達市立伊達中学校 <b>浦河町立塙町小学校</b> 浦河町立浦河小学校 浦河町立浦河第一中学校 <b>えりも町立えりも小学校</b> えりも町立笛舞小学校 えりも町立えりも岬小学校 えりも町立庶野小学校 えりも町立えりも中学校 <b>函館市立桔梗小学校</b> 函館市立中央小学校 函館市立北美原小学校 函館市立昭和小学校 函館市立龜田中学校 <b>函館市立駒場小学校</b> 函館市立深堀小学校 函館市立柏野小学校 函館市立深堀中学校 <b>七飯町立七重小学校</b> 七飯町立藤城小学校 七飯町立峠下小学校 七飯町立七飯中学校 <b>厚沢部町立厚沢部小学校</b> 厚沢部町立館小学校 厚沢部町立鶴小学校 厚沢部町立厚沢部中学校 <b>旭川市立大有小学校</b> 旭川市立近文小学校 旭川市立北光小学校 旭川市立北門中学校 <b>名寄市立名寄中学校</b> 名寄市立名寄南小学校 名寄市立智恵文小学校 名寄市立名寄西小学校 名寄市立智恵文中学校 <b>名寄市立名寄東中学校</b> 名寄市立名寄小学校 名寄市立風連中央小学校 名寄市立中名寄小学校 名寄市立名寄東小学校 名寄市立風連中学校 <b>留萌市立留萌小学校</b> 留萌市立港北小学校 留萌市立港南中学校 <b>稚内市立稚内南小学校</b> 稚内市立稚内中央小学校 稚内市立稚内港小学校 稚内市立稚内南中学校 <b>中頓別町立中頓別小学校</b> 浜頓別町立浜頓別小学校 中頓別町立中頓別中学校 浜頓別町立浜頓別中学校 <b>網走市立網走小学校</b> 網走市立潮見小学校 網走市立南小学校 網走市立第一中学校 網走市立第三中学校 <b>北見市立三輪小学校</b> 北見市立西小学校 北見市立光西中学校 <b>大樹町立大樹小学校</b> 広尾町立広尾小学校 広尾町立豊似小学校 大樹町立大樹中学校 広尾町立広尾中学校 <b>帶広市立広陽小学校</b> 帯広市立啓西小学校 帯広市立西陵中学校 <b>釧路市立清明小学校</b> 釧路市立湖畔小学校 釧路市立武佐小学校 釧路市立青陵中学校 <b>鶴居村立鶴居中学校</b> 鶴居村立鶴居小学校 鶴居村立幌呂小学校 鶴居村立下幌呂小学校 鶴居村立幌呂中学校 <b>別海町立別海中央小学校</b> 別海町立中西別小学校 别海町立别海中央中学校

※太字は中核校（加配校）

[北海道ふるさと教育・観光教育等推進事業（実践校）（義務教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
総合的な学習の時間において、郷土に対する愛着等をはぐくむ教育の充実を図る。	R3	岩見沢市立栗沢中学校	湧別町立湧別小学校
		千歳市立祝梅小学校	鹿追町立 笹川小学校
		白老町立虎杖小学校	釧路市立興津小学校
		平取町立二風谷小学校	浜中町立散布中学校
		松前町立大島小学校	根室市立北斗小学校
		士別市立士別小学校	由仁町立由仁小学校
		北見市立相内小学校	当別町立西当別中学校
		幕別町立白人小学校	赤井川村立赤井川中学校
		弟子屈町立和琴小学校	安平町立追分小学校
		江別市立江別第三中学校	知内町立知内小学校
		余市町立東中学校	剣淵町立剣淵小学校
		伊達市立光陵中学校	留萌市立綠丘小学校
		新冠町立新冠中学校	網走市立呼人中学校
		函館市立上湯川小学校	帶広市立清川中学校
		今金町立種川小学校	標茶町立標茶小学校
		比布町立比布中学校	中標津町立計根別学園
		枝幸町立目梨泊小学校	

[特別支援学校ICT就労促進事業（特別支援教育課）]※新規

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
知事部局・民間団体と連携し、社会のデジタル化に対応するための情報技術習得に向けた取組を通して、卒業後の職域の拡大や居住地によらない職業選択等が可能となることにより、全ての生徒が活躍できる共生社会の実現に資する。	R3	札幌あいの里高等支援学校	岩見沢高等養護学校
		手稻養護学校三角山分校	高等聾学校
		札幌視覚支援学校	

[ICTを活用した学びのDX事業（ICT教育推進課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
国のGIGAスクール構想を踏まえて整備される学習者用端末等のICT環境を活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するため、道教委の「ICT活用授業指針」に基づき、その取組及び成果を全道に普及する。	R3	函館市立あさひ小学校	函館市立北昭和小学校
		旭川市立朝日小学校	旭川市立神楽岡小学校
		帯広市立北栄小学校	帯広市立光南小学校
		帯広市立花園小学校	旭川市立春光台中学校
		旭川市立緑ヶ丘中学校	北海道夕張高等学校
		北海道札幌手稻高等学校	北海道小樽桜陽高等学校
		北海道富川高等学校	北海道上磯高等学校
		北海道旭川東高等学校	北海道枝幸高等学校
		北海道清里高等学校	北海道鹿追高等学校
		北海道根室高等学校	北海道星置養護学校ほしみ高等学園
		北海道鷹栖養護学校	北海道旭川養護学校
		北海道網走養護学校	

## 8 道立学校職員、県費負担教職員の人事異動の概況

### (1) 新採用

(小・中学校)

区分 種別 教科 区分	小学校					中学校										合計 計			
	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員	計	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保育	家庭	英語	技術	養護教諭	栄養教諭	事務職員	
4.5.1現在	326	31	8	19	384	28	20	30	38	16	9	22	9	39	5	31	0	8	255 639

(高等学校)

区分 教科 区分	国語	数学	社会	理科	保育	音楽	英語	家庭	農業	工業	商業	水産	看護	美術	情報	福祉	養護教諭	計
4.5.1現在	12	12	15	8	12	8	21	10	10	9	2	3	2	1	1	2	9 137	

(特別支援学校)

区分 学部等 区分	小中高立 学学等活動 部部部	自立 部活動	栄養 教諭	養護 教諭	計
4.5.1現在	97	3	6	106	

### (2) 転任

(小・中学校)

区分 異動態様 区分	小・中学校間					へき地・非へき地間					計
	小～小	小～中	中～中	中～小	計	へ～へ	へ～非	非～へ	非～非		
4.5.1現在	2,404	154	1,313	170	4,041	791	583	502	2,165	4,041	
<b>異動態様</b>											<b>全道異動</b>
区分	郡～郡	郡～市	市～郡	市～市	同一町村内	同一市内	計	管内	全道	計	
	840	618	612	771	214	986	4,041	3,757	284	4,041	

(高等学校)

異動後 異動前 区分	特A群	A群	B群	C群	D群	特D群	計
A群	160	43	14	19	11	2	249
B群	38	39	34	30	10	0	151
C群	35	38	31	23	10	2	139
D群	13	23	16	25	9	1	87
特D群	4	2	1	0	1	0	8
4.5.1現在	250	145	96	97	41	5	634

(特別支援学校)

異動後 異動前 区分	A群	B群	C群	計
A群	45	47	29	121
B群	50	33	28	111
C群	40	41	38	119
4.5.1現在	135	121	95	351

### (3) 退職（令和3年度（2021年度）末）

区分 種別	普通	傷病	定年	勧奨	道外転出	その他	計
小学校	107	0	365	80	44	0	596
中学校	81	0	210	35	32	0	358
高等学校	38	0	314	21	10	0	383
特別支援学校	32	0	101	18	3	0	154

## 9 教職員の研修

### (1) 教職員育成課所管の研修

名 称	目的	期 間	会場（派遣先）	参加人員	備考
教職員等中央研修	教育改革の最新動向や適切な学校運営、学校組織マネジメント等の重要課題に関する高度な知識等を習得し、各地域において中心的な役割を担う校長・副校長・教頭等の教職員の育成を図る。	4～3月	オンライン	295人	
学校運営研修	新任教務主任のほか、教務・研修を推進する教諭に対し、講義や協議、演習を通じて、教育計画の立案を含むカリキュラム・マネジメントに関する実践的な研修を行い、学校運営の中核となる教員として必要な資質能力の向上を図る。	6月1日～7月12日 (1～2日間)	全道9会場 (オンライン含)	347人	
高等学校教育課程研究協議会	高等学校及び特別支援学校の教諭等に対し、講義、協議、演習等を通じて、各教科等における教育課程の編成等に関する研修を行い、実践的指導力の向上を図る。	手引作成会議 指導助言者研究協議会 研究協議会	7月20～21日 8月20日 12月10日	札幌市 札幌市ほか 全道4会場	113人 101人 271人
高等学校産業教育実技講座	産業教育を担当する教諭に対し、協議や実技等を通じて、教科実習等の指導方法に関する研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。	工業 商業 農業	8月4～6日 10月5～6日 12月2～3日	旭川高等技術専門学校 道立研究所附属情報処理教育センター 酪農学園大学	9人 10人 7人
高等学校産業教育長期実技研修	産業教育を担当する教諭を大学及び産業に関する研究機関等に派遣し、各機関の指導のもとに研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。	水産 看護	7～1月 (18日間) 3月 (2日間)	標津サーモン科学館 砂川市立病院附属看護専門学校 北海道大学病院	1人 1人
生徒指導研究協議会	生徒指導上の諸課題に関する研究協議を行い、学校、家庭及び地域社会が連携協力した取組の充実を図るとともに、教員の実践的指導力の向上を図る。		6月～3月の期間 (1日間)	オンライン	650人
進路指導対策会議	高等学校、特別支援学校における進路指導上の諸問題について研究協議し、進路指導の充実を図る。		4月22日	14管内 (オンライン含)	93人
大学院研修派遣	教員を大学院及び教職大学院に派遣し、各地域や学校における指導的役割を果たすことのできる確かな指導理論と優れた実践力や応用力を身に付けた教員を育成することを通して、北海道の教育の充実を図る。		1～2年間	筑波大学大学院 北海道教育大学 教職大学院	16人 新規のみ

名 称	目的	期 間	会場（派遣先）	参加人員	備考
初任段階教員研修	採用1年目から5年目までの教諭等に対し、学習指導や学級経営、地域との連携、生徒指導等に関する研修を行い、初任段階教員としての資質能力の向上を図る。	4月1日～3月31日	14管内 (オンライン含)	3,933人	
特別支援教育担当教員長期派遣	特別支援学校の中堅教員を特別支援教育の研究機関に派遣し、各地域や学校における指導的役割を果たすことのできる確かな指導理論と優れた実践力や応用力を身に付けた教員を育成することを通して、北海道の教育の充実を図る。	4月1日～3月31日 (1年間)	筑波大学特別支援教育連携推進グループ	1人	
特別支援教育教育課程研究協議会	特別支援学校の教諭等に対し、講義、協議、演習等を通じて、特別支援学校における教育課程の編成等に関する研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。	手引執筆会議 指導助言者研究協議会 研究協議会	9月13～15日 11月11～12日 12月1～2日	札幌市 札幌市 オンライン	12人 18人 257人
小学校教育課程編成協議会	小学校の教諭等に対し、講義、協議、演習等を通じて、教育課程の編成等に関する研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。		9～12月	オンライン	459人
中学校教育課程編成協議会	中学校の教諭等に対し、講義、協議、演習等を通じて、教育課程の編成等に関する研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。		9～12月	オンライン	437人
幼児教育初任保育者研修	幼児教育施設の初任保育者を対象に、幼児教育に関する基礎的、基本的な内容について研修を行い、指導力の向上を図る。		5～3月	オンライン	599人 オンデマンド形式による研修も含
幼児教育施設長研修	施設長に対し、施設運営、教育指導上の諸問題について、講義等を行い、幼児教育の充実を図る。		7～9月	オンライン	60人 オンデマンド形式による研修も含
幼児教育中堅保育者資質向上研修	在職期間が10年に達した者のか、在職期間が7年に達した保育者で、任命権者又は保育者が所属する幼児教育施設の長が対象として適当と認めた者に対し、幼児教育に関する様々な教育課題等について、個々の能力、適性等に応じた研修を行い、指導力の向上を図る。		9～3月	オンライン	150人 オンデマンド形式による研修も含
新任校長・副校長・教頭研修	新任の管理職に対し、講義や協議、演習等を通じて、組織マネジメント、危機管理、人材育成等に関する実践的な研修を行い、管理職として必要な資質能力の向上を図る。		5～7月	札幌市	444人

名 称	目的	期 間	会場（派遣先）	参加人員	備考
教員長期社会体験研修	教員を民間企業、社会福祉施設、社会教育施設等の学校以外の施設に長期間派遣し、社会の構成員としての視野を広げることを通じて、教員の育成を図る。	4～3月	全道企業・施設	3人	
中堅教諭等資質向上研修	在職期間が原則10年に達した中核的な役割が期待される教諭等に対し、講義や協議、演習等を通じて、カリキュラム・マネジメント等に関する実践的な研修を行い、中堅教員として必要な資質能力の向上を図る。	5～2月	14管内 (オンライン含)	668人	
公立小・中学校新採用事務職員研修	市町村立学校の新採用事務職員に対し、職務遂行に必要な事項に関する基礎的な内容等について研修を行い、学校事務職員としての心構え及び学校事務の基礎的な能力の育成を図る。	8～9月	オンデマンド	44人	
公立小・中学校現任事務職員研修	小・中学校の現任の事務職員を対象として、総務・財務に関する事務や校務運営への参画等に関する研修を行い、事務職員の資質の向上を図る。	10～11月 (1日間)	全道2会場	47人	
公立小・中学校事務主任・事務主幹研修	小・中学校の事務主任・事務主幹を対象として、総務・財務等に関する事務や校務運営への参画、人材育成等に関する研修を行い、事務主任・事務主幹の資質の向上を図る。	9月22日	オンライン	127人	

## (2) 生徒指導・学校安全課所管の研修

名 称	目的	期 間	会場（派遣先）	参加人員	備考
学校安全推進会議	教職員等に対し、安全教育・安全管理に関する取組について協議等を行い、安全教育等の充実を図る。	8～2月	11管内 (オンライン)	390人	
学校安全教室	学校における安全教育の充実のため、講義及び実技講習を行い、教職員の資質・能力の向上を図る。	10月19日～11月9日	3管内 (オンライン)	144人	
ネットパトロール講習会等指導者養成研修会	教諭等に対し、学校等におけるネットパトロールに関する研修を行い、各地域の講習会や保護者向け学習会の講師を養成する。	6月8日	14管内 (オンライン)	58人	
被災地域の学校支援に関する研修会	道内において大規模災害が発生した場合に備え、学校の早期再開支援の方法や体制づくりについて理解を深める。	1回目 2回目	6月2日 2月2日	14管内 (オンライン)	85人 86人

### (3) 健康・体育課所管の研修

#### [学校体育担当教員]

名称	目的	期間	会場（派遣先）	参加人員	備考
武道講習会	保健体育における武道に関する講習を実施し、教員の指導力の向上を図り、安全で円滑な武道授業の充実に資する。	8～9月	オンライン	76人	

#### [学校保健・安全担当教員]

名称	目的	期間	会場（派遣先）	参加人員	備考
初任段階養護教諭研修 (1年次)	新たに採用した養護教諭に対し、養護教諭の職務や役割などの基礎的、基本的な内容についての研修を行い、養護教諭の資質能力の向上を図る。	7月20日 7月27日 7月28日 7月29日  5～8月 12～2月	札幌市 (オンライン含)	65人	オンデマンド形式による研修
初任段階養護教諭等研修 (2年次)	初任段階養護教諭として必要な資質能力の育成・向上が図られるよう、オンデマンドによる先輩養護教諭の職務の視聴等を通じて、保健室経営や健康課題の解決に向けた取組等に関する実践的な研修を行う。	1～3月		72人	オンデマンド形式による研修
初任段階養護教諭研修 (3年次)	在職期間が2年に達した養護教諭に対し、講義、協議などを通じて、組織の一員として果たすべき役割などを学ぶ研修を行い、養護教諭としての実践的指導力の向上を図る。	12月16～17日	オンライン	115人	
初任段階養護教諭研修 (4年次)	在職期間が4年に達した養護教諭に対し、これまでの振り返りと取組の改善等に関する研修を行い、初任段階養護教諭として必要な資質能力の向上を図る。	7月20日 7月27日 7月28日 7月29日  12月16～17日	渡島教育局 空知教育局 十勝教育局 上川教育局  オンライン	12人 74人	
初任段階養護教諭等研修 (5年次)	在職期間が5年に達した養護教諭に対して、保健教育、保健管理及び組織活動に関する研修を行い、養護教諭の資質能力の向上を図る。	11月10日 11月11日 11月15日 11月19日  10～2月	上川教育局 胆振教育局 十勝教育センター 第二水産ビル	67人	オンデマンド形式による研修
中堅養護教諭等資質向上研修	個々の能力、適正等に応じて、学校保健活動の事項に関する実践的な研修を行い、中堅養護教諭として必要な資質能力の向上を図る。	4～12月		37人	オンデマンド形式による研修
健康教育研修会	教職員及び地域の保健関係者の健康課題（性、薬物乱用、アレルギー、新型コロナウイルス感染症等）に関する知識や理解を深めるとともに、養護教諭の資質向上と学校における健康教育の充実を図る。	11月18日	上川総合振興局 (オンライン含)	157人	
がん教育研修会	教職員及び外部講師等が、がん教育の意義や効果的な指導方法、がんについての正しい知識及び学校と外部講師との連携の在り方などについて理解を深め、学校におけるがん教育の充実を図る。	12月22日	北見市民会館 (オンライン含)	101人	
現職教育講座派遣	(独)教職員支援機構等主催の研修等に教員を派遣し、その資質の向上を図る。	11月	オンライン	3人	

**[栄養教諭・学校栄養職員]**

名 称	目 的	期 間	会 場 (派遣先)	参 加 人 員	備 考
初任段階栄養教諭研修 (1年次)	採用1年目の栄養教諭に対し、食に関する指導及び給食管理について基礎力を身に付ける研修を行い、栄養教諭の資質向上を図る。	第Ⅰ期 5月24～25日 第Ⅱ期 12月16～17日	関係教育局ほか (オンライン)	14人	
初任段階栄養教諭研修 (3年次)	在職期間が2年に達した栄養教諭に対し、食に関する指導及び給食管理について実践力を高める研修を行い、栄養教諭の資質向上を図る。			14人	
初任段階栄養教諭研修 (5年次) 兼栄養教諭・学校栄養職員経験者研修	採用5年目の栄養教諭等に対し、講義や協議、演習等を通じて、食に関する指導及び給食管理に関する実践的な研修を行い、初任段階栄養教諭として必要な資質能力の向上を図る。	1月27～28日	本庁	(5年次) 15人 (経験者) 5人	
食育推進研究協議会	学校・家庭・地域が連携・協働した食育推進体制の下、学校の教育活動全体を通じた食に関する指導を充実させるため、栄養教諭・学校栄養職員、教員等の関係者が一堂に会し、講演並びに研究協議等を行い、学校における食育の推進を図る。	2月17日	各学校ほか (オンライン)	126人	
現職教育講座派遣	(独)教職員支援機構等主催の研修等に教員を派遣し、その資質の向上を図る。	10月25～27日	(独)教職員支援機構 (オンライン)	2人	

**(4) 総務課所管の研修**

名 称	目 的	期 間	会 場 (派遣先)	参 加 人 員	備 考
新採用職員研修	職員としての自覚と責任を確立し、職務に直接必要な基礎的知識及び態度を習得することにより、職場に適応する能力及び職務遂行能力の育成を図る。	前期 6月23～24日	札幌市ほか	105人	
		後期 11月1～2日	札幌市ほか	99人	
若手リーダー養成研修	組織人としての意識の確立や職務遂行に当たっての必要な基礎的知識の向上を図る。	11月9日～10日	札幌市	88人	
新任事務主任研修	事務主任として必要な知識や的確な問題発見能力・解決能力を高め、職務遂行能力の向上を図る。	6月17日	各所属	7人	
現任事務主任研修	事務主任としての役割について認識を深め、職務遂行能力の向上と学校運営に関する識見を高める。	10月22日	各所属	26人	
新任事務長研修	監督者としての自覚と職責の重要性の認識を深め、職場管理能力及び行政的識見を高める。	6月2日	札幌市ほか	13人	
新任指導主事等研修	教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する指導主事として、必要な知識や指導方法等を習得させるとともに、教育行政における職務遂行能力を養成する。	6月15日	札幌市ほか	46人	
新任指導班主査等研修	指導班主査等として職務遂行上必要な専門知識や指導技術を習得させることにより、資質能力の向上を図る。	6月8日	札幌市ほか	22人	
新任社会教育主事研修	新任社会教育主事として必要な専門分野の知識や指導方法を習得させ、社会教育行政における職務遂行能力の養成を図る。	6月28日	各所属	7人	
新任社会教育指導班主査等研修	新任の班主査等として必要な専門分野の知識や監督者に関する知識・技能の習得など職務遂行能力の向上、及び公務員倫理の確立と意識改革を図る。	6月28日	各所属	2人	
集合研修	職場内において、職務を通じて、又は職務と関連させながら、所属する職員の資質・能力の向上を図る。	4月～3月	各所属ほか	2,160人	

## (5) 道立教育研究所における研修

名称	目的	期間	参加人員	備考
学校経営研修講座 (校長の学校経営力向上研修（人材育成）)	明確な学校経営ビジョンに基づきPDCAサイクルを機能させるとともに、教職員個々のキャリアステージに応じた人材育成を日常的に行うことにより、組織として機能する学校経営力の向上を図る。	4月28日 9月22日 12月16日	40人	
学校経営研修講座 (副校長・教頭とミドルリーダーで行う組織力向上研修)	副校長・教頭とミドルリーダーが連携した組織的な業務の進め方にについて理解を深め、具体的な業務をテーマに演習を行い、実践力を高める。	8月24日 8月31日	32人	
学校経営研修講座 (校長の学校経営力向上研修（リーダーシップ）)	年齢や教職経験が異なる教職員や外部人材等をまとめ、組織力を高めるマネジメントの在り方に関する理解を深め、校長としてのリーダーシップの一層の向上を図る。	12月6日 12月7日 12月8日 12月9日 2月14日 2月15日 2月16日 2月18日	24人	
学校経営研修講座 (教頭の学校運営力向上研修)	学校経営方針の具体化に向け、教頭の役割を自覚し、教職員と協働し自校の課題を解決に導く方策等についての基本的な知識と学校運営力を高める。	7月6日 7月14日	41人	
教育課程研修講座 (これからのかぎ地・小規模校教育充実研修【複式学級の学習指導】)	複式学級における学習指導をテーマに直接指導・間接指導等の基本的な指導法への理解を深め、実践的な指導力を高めるとともに、かぎ地・小規模校における学習指導の改善・充実に向けた方策を考える。	6月25日	12人	
教育課程研修講座 (これからのかぎ地・小規模校教育充実研修【遠隔合同授業】)	一人一人の子どもへの確かな学力の定着のため、居住する地域による格差をなくすとともに、学校（学級）規模に応じた教育活動の推進に向け、学校間連携を通じた自校の教育活動の充実と、教員の指導力の向上を目指す。	9月10日	18人	
教育課程研修講座 (カリキュラム・マネジメント実践研修)	教科等横断的な視点による教育課程編成・実施についての理解を深め、教務主任の立場から自校のカリキュラム・マネジメントに関する課題解決の方策を考えることを通して、カリキュラム・マネジメントの質的な向上を図る。	8月16～27日 9月15日 11月15～26日	96人	
教育課程研修講座 (持続可能な開発のための教育（ESD）研修)	グローバル社会を生きる子どもたちに求められる資質・能力について理解を深め、求められる資質・能力を育むための教科等横断的な教育課程の組立や、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制の確保に係る自校のカリキュラム・マネジメントの充実に向けた方策を考える。	6月14日 6月24日 1月27日	9人	
教育課程研修講座 (「総合的な探究の時間」充実研修)	探究活動や教科等横断的な取組のねらいや進め方についての理解を深め、副校長・教頭の立場から自校の取組の改善・充実に向けた方策を考える。	9月28日	4人	

名 称	目 的	期 間	参加人員	備考
教育課程研修講座 (工業科教員の実践力向上研修【工業】)	プログラミングに関する項目を取り入れた授業づくりについて理解を深め、実践的な指導力の向上を図る。	10月14～15日	7人	
教育課程研修講座 (商業科教員の実践力向上研修【商業】)	未来を切り拓く次世代の産業人材の育成に向けて、情報の分析や情報通信ネットワークに関する項目を取り入れた授業づくりについて理解を深め、実践的指導力の向上を図る。	10月21～22日	3人	
教育課程研修講座 (計測・制御のプログラミング研修【技術・家庭】)	「計測・制御のプログラミング」による問題解決の学習活動に向けて、適切な教材の作成と課題の設定について理解を深め、実践的な指導力の向上を図る。	5月6～14日 5月21日 9月7日	7人	
教科教育・理科研修講座 (観察・実験の実践基礎研修【小・中学校】)	理科の観察・実験に関する基礎的・基本的な内容や指導方法について理解を深め、実践的指導力の向上を図るとともに、授業の改善・充実に向けた方策を考える。	5月10日～7月16日 6月15日～8月23日 6月29日～9月6日 8月17～24日 8月24日 9月7日～11月8日	16人	
教科教育・理科研修講座 (観察・実験の実践基礎研修【高等学校】)	理科の観察・実験に関する基礎的・基本的な内容や指導方法について理解を深め、実践的指導力の向上を図るとともに、授業の改善・充実に向けた方策を考える。	6月10日～8月20日	4人	
教科教育・理科研修講座 (安全・適切な薬品取扱い研修)	学校での薬品管理に関する法令や保管薬品の危険性、事故時の対応や未然防止の在り方について理解を深め、自校の取扱いの改善・充実に向けた方策を考える。	11月30日～12月7日 12月7日	12人	
教科教育・理科研修講座 (科学的に探究する力を育む「物理」「化学」「生物」「地学」研修【高等学校】)	探究的な学習指導の進め方について理解を深め、実践的指導力の向上を図るとともに、授業の改善・充実に向けた方策を考える。	8月26日～11月2日	8人	
教科教育・理科研修講座 (探究活動が変わる理科探究研修【高等学校】)	探究活動や課題研究等に関する指導方法について理解を深め、実践的指導力の向上を図るとともに、授業の改善・充実に向けた方策を考える。	9月17～24日 9月24日	1人	
教科教育・理科研修講座 (科学的に探究する力を育む実践力向上研修【中学校】)	探究的な学習指導の在り方について理解を深め、実践的指導力の向上を図るとともに、ミドルリーダーとして授業の改善・充実に向けた方策を考える。	10月5～12日 10月12～13日	2人	
教科教育・理科研修講座 (問題解決の力を育む実践力向上研修【小学校】)	エネルギー・粒子・生命・地球の各領域における問題解決の過程を重視した観察・実験について理解を深め、実践的指導力の向上を図るとともに、ミドルリーダーとして授業の改善・充実に向けた方策を考える。	11月2～9日 11月9～10日	7人	

名 称	目 的	期 間	参加人員	備考
教科教育・外国語研修講座 (小学校外国語教育充実研修)	コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する外国語教育の授業づくりのねらいや進め方について理解を促進し、実践的な指導力を高めるとともに、授業の改善・充実に向けた方策を考える。	6月22日～7月8日 7月13日 10月25日 10月28日	15人	
教科教育・外国語研修講座 (小学校外国語教育に求められる実践的指導力向上研修【中級編】)	オールイングリッシュによる授業づくりの進め方や、五つの領域を扱ったコミュニケーション活動についての理解を深め、英語力と実践的な指導力を高めるとともに、授業の改善・充実に向けた方策を考える。	11月16～18日	11人	統合
教科教育・外国語研修講座 (小学校外国語教育に求められる実践的指導力向上研修【上級編】)	オールイングリッシュによる授業づくりの進め方や、五つの領域を扱ったコミュニケーション活動についての理解を深め、英語力と実践的な指導力を高めるとともに、授業の改善・充実に向けた方策を考える。			
教科教育・外国語研修講座 (中学校・高等学校外国語教育充実研修)	コミュニケーションを図る資質・能力を育成する外国語教育の授業づくりのねらいや進め方について理解を促進し、実践的な指導力を高めるとともに、授業の改善・充実に向けた方策を考える。	9月1～17日 9月27日 11月29日 12月3日	29人	
教育課程・外国語研修講座 (中学校・高等学校の外国語教育に求められる実践的指導力向上研修)	オールイングリッシュによる授業づくりや、五つの領域を統合する指導についての理解を深め、英語力と実践的な指導力を高めるとともに、授業の改善・充実に向けた方策を考える。	9月27日～10月4日 10月6～7日 12月7日 12月9日 12月16日	6人	
教科教育・情報教育研修講座 (I C Tを活用した受業づくり研修)	コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し、学習活動の充実や授業展開の工夫に向けた理解を深め、自校の取組の改善・充実を図る。	5月10～20日 5月20日 5月27日 6月3日 9月6～10日 9月14日	38人	
教科教育・情報教育研修講座 (情報科教員の実践力向上研修【情報】)	未来を切り拓くための資質・能力の育成に向けて、プログラミングをはじめ新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくりについて理解を深め、実践的指導力の向上を図る。	10月29日～11月5日 11月18～19日	7人	
生徒指導研修講座 (実践的生徒指導研修【基礎編】)	児童生徒理解に基づく教育活動を進めるために、生徒指導の基本的な考え方や教育相談の進め方についての理解を深め、学級経営や保健室経営、教科指導等に生かせる実践的指導力の向上を図る。	5月31日～6月11日 6月15日 6月17～18日	12人	
生徒指導研修講座 (今日的な課題に対応する生徒指導研修)	今日的な課題である「新型コロナウイルス感染症」への対応を踏まえた、いじめ・自殺の未然防止の在り方についての理解を深め、自校の取組や体制の改善・充実を図る。	7月26日～8月10日 8月19日 8月23～24日	11人	
生徒指導研修講座 (実践的生徒指導研修【発展編】)	組織的な生徒指導を進めるために、校内の協働体制づくりや関係機関との連携の在り方等についての理解を深め、生徒指導の推進役としての取組や体制の改善・充実を図る。	9月21日～10月5日 10月11日 10月14～15日 12月17日	4人	

**(6) 道立特別支援教育センターにおける研修**

名 称	目的	期 間	参加人員	備 考
特別支援教育摂食実技研修講座	摂食及び嚥下に課題のある幼児児童生徒に安心・安全な摂食指導が行えるよう、摂食・嚥下に関する基礎的な知識、技能を身に付ける。	8月25～26日	20人	オンライン
教育相談実践研修講座	特別な教育的支援を必要とする児童生徒の理解を深めるための教育相談等で必要となる知識・技能を身に付ける。	9月29～30日 10月7～8日	33人	オンライン
特別支援教育 I C T 活用研修講座	特別な教育的支援を必要とする児童生徒に I C T を活用した適切な指導・支援を行う上で必要な知識・技能を身に付ける。	10月21日	50人	オンライン
小・中学校等特別支援教育研修講座	特別支援学級、通級指導教室を担当する上で必要な知識・技能や、児童生徒一人一人の指導の充実を目指した取組について学ぶ。	11月5日	45人	動画配信及びオンライン
自立活動研修講座	自立活動の意義についての理解を深め、具体的な指導内容の設定や効果的な指導の在り方を学ぶとともに、各教科等と関連させた指導を行う上で必要な知識を身に付ける。	11月18日	70人	動画配信及びオンライン
寄宿舎指導員研修講座	幼児児童生徒の障がい特性と関わり方について理解を深め、将来の自立と社会参加に向けた指導や支援に必要な知識を身に付ける。	12月9日	43人	動画配信及びオンライン
特別支援教育基本セミナー	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた指導や支援に関する知識・技能を身に付ける。	5月8日 5月15日 5月22日 5月29日	116人	動画配信及びオンライン
幼稚園等特別支援教育コース	特別な教育的支援を必要とする幼児の理解を深めるための基礎・基本や、早期からの切れ目のない一貫した支援に関する知識・技能等を身に付ける。	7月3日	79人	オンライン
高等学校特別支援教育コース	特別な教育的支援を必要とする生徒一人一人の特性に応じた指導や支援の充実に向け、基礎的な知識・技能を身に付ける。	9月9日	46人	オンライン
特別支援教育課題対応コース	特別支援教育に関わる教職員が、学校における様々な教育課題を主体的に解決するための方策について学ぶ。	1月11日	19人	オンライン

## 10 社会教育関係指導者等の研修

名 称	目的	期 間	会 場	参加人員	備考
北海道社会教育セミナー	地域づくりや人づくりを推進する生涯学習・社会教育の中核を担う社会教育主事や生涯学習関係者が一堂に会して、地域の生涯学習・社会教育を推進するまでの課題と、その解決に向けた方策について理解を得る。	6月3～4日	道民活動センター（オンライン）	214人	
人権教育指導者研修会	人々が互いの個性を尊重し、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を創造するために、対話や参加型を含めた学習手法により人権教育指導者の人権に関する理解を深めるとともに、それぞれの立場の人権教育に対する意欲を高め、指導技術の向上を図る。	12月10日	道民活動センター（オンライン）	31人	
生涯学習推進専門講座	地域の関係者間の連携関係を強化するための知識や技術を習得するための講座を実施し、その講座の実施過程を通じて、研修の企画・運営等に係る専門的な知識・技術を市町村社会教育主事等が習得する。	11月11日	道民活動センター（オンライン）	40人	
		2月14～15日	道民活動センター（オンライン）	54人	オンデマンド形式による研修会
課題対応型学習活性化セミナー	地域の課題解決に向けた住民の主体的な行動を促す学習活動を活性化するため、新たな学習スタイルの創出や各種団体等との連携・協働を含めた具体的な方策に関わる専門的な知識や技術の習得に関する研修を行う。	2月24日 ～ 3月11日	道民活動センター（オンライン）	10人	オンデマンド形式による研修会
地域生涯学習活動実践交流セミナー	北海道における生涯学習活動の一層の推進を図るため、実践事例の交流等を通して、北海道における生涯学習推進上の課題解決を図る。	2月15日	道民活動センター（オンライン）	228人	
社会教育主事講習	社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規定に基づき文部科学省から委嘱を受け、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。	7月8日 ～ 1月30日	道民活動センター（オンライン）	193人	
地域と学校の連携推進協議会	子どもたちの成長を支えていくために、「コミュニティ・スクール」の仕組みを活用し、地域と学校とが相互に連携・協働しながら一体となって「地域学校協働活動」を充実させる方法等について理解を深める。	9～11月	俱知安町 旭川市 留萌市 稚内市 網走市 (オンライン含)	372人	
放課後活動推進協議会	「新・放課後子ども総合プラン」等の事業を推進する方々を対象に、新型コロナウィルス感染症の状況を踏まえた子どもへの活動支援の在り方について、専門的な講義や演習等を行い、放課後活動を支える人材の資質向上を図る。	6～7月 10月	札幌市・函館市 旭川市・帯広市 (オンライン)	990人	

## 11 道立青少年体験活動支援施設の利用状況

### [事業別利用人数]

(単位：人)

対象区分		ネイパル 深川	ネイパル 砂川	ネイパル 北見	ネイパル 厚岸	ネイパル 森	ネイパル 足寄
主催事業	事業数	16	13	23	51	16	21
	実利用人数(人)	686	289	644	2,731	628	810
	延利用人数(人)	1,491	501	2,004	3,166	1,217	1,558
受入れ事業	団体数	401	293	168	96	176	453
	実利用人数(人)	7,362	9,950	3,893	5,391	5,088	8,875
	延利用人数(人)	17,172	12,414	7,189	8,192	8,654	12,096
合計	実利用人数(人)	8,048	10,239	4,537	8,122	5,716	9,685
	延利用人数(人)	18,663	12,915	9,193	11,358	9,871	13,654

### [対象別主催事業参加者数]

(単位：人)

対象区分		ネイパル 深川	ネイパル 砂川	ネイパル 北見	ネイパル 厚岸	ネイパル 森	ネイパル 足寄
学校	小学生	434	128	293	342	252	368
	中学生	55	17	2	1,549	24	16
	高校生	7	1	77	54	48	136
	特別支援学校	0	0	0	0	0	0
	大学等	18	8	0	15	0	0
	計	514	154	372	1,960	324	520
社会教育団体	少年団体	0	0	0	0	0	0
	青年団体	3	0	0	0	0	0
	計	3	0	0	0	0	0
その他	保育・園児	0	0	0	2	0	0
	家族	22	65	254	685	259	125
	老人クラブ	0	0	0	0	0	0
	企業等	0	0	0	0	0	0
	その他	147	70	18	84	45	165
	計	169	135	272	771	304	290
	計	686	289	644	2,731	628	810

### [対象別利用団体数(受入事業)]

(単位：団体)

対象区分		ネイパル 深川	ネイパル 砂川	ネイパル 北見	ネイパル 厚岸	ネイパル 森	ネイパル 足寄
学校	小学生	65	49	42	45	55	24
	中学生	48	3	24	13	3	64
	高校生	16	4	7	7	16	10
	特別支援学校	3	2	2	2	0	1
	大学等	1	0	5	1	0	1
	小中高特部活動等	54	20	5	4	26	26
	計	187	78	85	72	100	126
社会教育団体	少年	35	127	1	4	23	7
	青年	159	7	0	0	0	0
	一般	1	6	5	5	0	242
	計	195	140	6	9	23	249
その他	保育・幼稚園	1	2	0	2	4	1
	家族	7	53	7	2	22	11
	老人クラブ	0	0	0	1	0	5
	企業等	11	20	70	10	27	26
	その他	0	0	0	0	0	35
	計	19	75	77	15	53	78
	計	401	293	168	96	176	453

## [対象別延利用人数（受入事業）]

(単位：人)

対象区分	ネイパル 深川	ネイパル 砂川	ネイパル 北見	ネイパル 厚岸	ネイパル 森	ネイパル 足寄
学校	小学生	5,650	5,622	3,569	3,780	3,234
	中学生	4,380	368	1,246	1,084	186
	高校生	1,356	399	404	382	1,035
	特別支援学校	28	43	20	71	0
	大学等	16	0	244	23	0
	小中高特部活動等	2,296	542	419	266	989
	計	13,726	6,974	5,902	5,606	5,444
社会教育団体	少年	1,424	3,571	90	160	1,342
	青年	839	41	0	0	0
	一般	38	68	131	145	0
	計	2,301	3,680	221	305	1,342
その他	保育・幼稚園	72	173	0	62	330
	家族	59	343	47	16	206
	老人クラブ	0	0	0	17	0
	企業等	252	264	484	394	694
	その他	762	980	535	1,792	638
	計	1,145	1,760	1,066	2,281	1,868
	計	17,172	12,414	7,189	8,192	8,654
						12,096

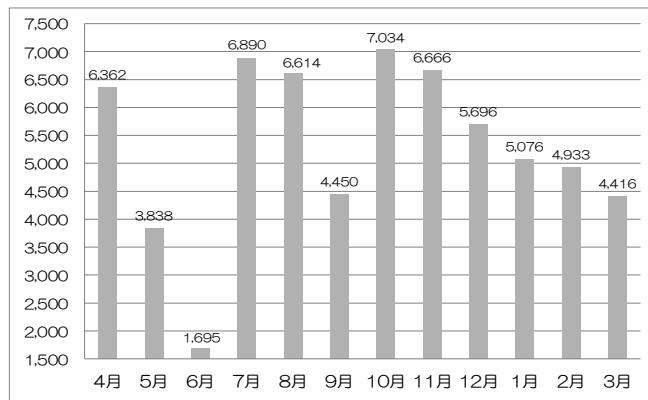
## 12 道立図書館の利用状況

### (1) 開館日数 (R3.4.1～R4.3.31)

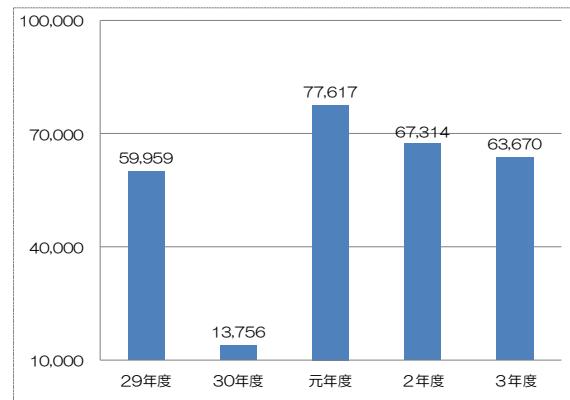
開設日	月末休館日	月曜日 祝日等 年末年始休館日	コロナ対策の ため休館
259日	11日	58日	37日

### (2) 令和3年度入館者数 (63,670人)

[令和3年度月別入館者数]



[年度別入館者数]



※平成29年10月18日から平成31年4月1日まで臨時休館（臨時受取窓口設置）

### (3) 貸出数

[区分別貸出冊数]

(単位：件)

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
協力貸出	34,470	34,130	29,965	27,798	27,585
直接貸出	115,561	44,997	135,947	136,794	147,876
支援貸出	41,362	43,240	37,408	34,989	38,422
特別貸出	584	1,134	1,028	198	208
計	191,977	123,501	204,348	199,779	214,091

[機関別協力貸出冊数]

(単位：件)

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公共図書館	31,543	30,993	28,632	25,295	25,920
大学図書館	115	240	165	95	114
専門図書館	23	109	225	186	138
学校図書館	1,702	1,130	943	1,535	787
計	33,383	32,472	29,965	27,111	26,959

### (4) 調査相談（レファレンス）

[調査内容]

(単位：件)

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
所蔵調査	3,323	1,786	4,655	5,201	6,156
文献・事項調査	5,937	2,213	5,281	4,132	4,549
計	9,260	3,999	9,936	9,333	10,705

## [受理区分別]

(単位：件)

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
カウンター	5,511	977	6,939	6,440	7,243
電話・文書等	3,749	3,022	2,997	2,893	3,462
計	9,260	3,999	9,936	9,333	10,705

## [機関別]

(単位：件)

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公共図書館	376	322	254	378	339
大学図書館	60	34	44	22	76
専門図書館	38	24	8	13	20
学校図書館	10	17	18	1	3
官公庁	84	54	62	38	40
個人	8,692	3,548	9,550	8,881	10,227
計	9,260	3,999	9,936	9,333	10,705

## (5) 市町村支援事業

	令和3年度	
	支援市町村等	冊数
I 図書館活動支援		
1 運営相談・派遣事業	25市町村・地域	一
2 重点運営支援事業	1町	800
3 支援貸出事業		
(1) 大量一括貸出し	33市町村	21,799
(2) 事業貸出し	25市町村	960
II 学校図書館連携支援		
1 学校図書館運営相談事業	1町	一
2 道立学校図書館運営相談事業	3校	一
3 学校ブックフェスティバル事業	16市町村	9,588
4 学校図書館サポートブックス事業	16市町村	5,275

### 13 道立美術館・博物館等の利用状況

#### (1) 道立近代美術館

(開館180日 単位：人)

区分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	21,697	18,415	40,112	222
一般	18,885	15,840	34,725	
高校生・大学生	1,535	1,637	3,172	
中学生以下	1,277	938	2,215	
貸館		58,184	-	
教育普及事業		2,551	-	
その他施設利用等		15,735	-	
計		116,582	-	

#### (2) 道立三岸好太郎美術館

(開館212日 単位：人)

区分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	6,269	5,531	11,800	55
一般	5,869	4,976	10,845	
高校生・大学生	250	362	612	
中学生以下	150	193	343	
教育普及事業		230	-	
その他施設利用等		4,430	-	
計		16,460	-	

#### (3) 道立旭川美術館

(開館210日 単位：人)

区分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	37,734	12,133	49,867	237
一般	33,654	10,501	44,155	
高校生・大学生	1,147	457	1,604	
中学生以下	2,933	1,175	4,108	
貸館		0	-	
教育普及事業		6,092	-	
その他施設利用等		11,745	-	
計		67,704	-	

#### (4) 道立函館美術館

(開館221日 単位：人)

区分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	19,267	8,719	27,986	126
一般	12,417	6,627	19,044	
高校生・大学生	667	382	1,049	
中学生以下	6,183	1,710	7,893	
貸館		1,671	-	
教育普及事業		446	-	
その他施設利用等		3,361	-	
計		33,464	-	

#### (5) 道立帯広美術館

(開館209日 単位：人)

区分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	41,431	22,377	63,808	305
一般	32,269	14,310	46,579	
高校生・大学生	963	458	1,421	
中学生以下	8,199	7,609	15,808	
貸館		0	-	
教育普及事業		8,928	-	
その他施設利用等		21,123	-	
計		93,859	-	

#### (6) 道立北方民族博物館

(開館260日 単位：人)

区分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	12,194	15,769	27,963	107
一般	9,945	11,592	21,537	
高校生・大学生	421	1,510	1,931	
小学生・中学生	1,828	2,667	4,495	
教育普及事業		2,256	-	
その他施設利用等		3,706	-	
計		33,925	-	

#### (7) 道立文学館

(開館243日 単位：人)

区分	利用者数			1日平均
	特別展	常設展	計	
展覧会観覧	8,361	2,312	10,673	43
一般	7,784	2,059	9,843	
高校生・大学生	240	158	398	
中学生以下	337	95	432	
貸館		978	-	
教育普及事業		24,668	-	
その他施設利用等		1,003	-	
計		37,322	-	

#### (8) 道立釧路芸術館

(開館239日 単位：人)

区分	利用者数		1日平均
	企画展	計	
展覧会観覧	15,198	15,198	63
一般	13,650	13,650	
高校生・大学生	833	833	
中学生以下	715	715	
貸館		3,922	
教育普及事業		7,135	
その他施設利用等		9,064	
計		35,319	

#### (9) 道立埋蔵文化財センター

(開館228日 単位：人)

区分	入館者数	1日平均
大人	3,749	
子ども	867	
計	4,616	20

## 14 令和3年度（2021年度）に実施した調査

番号	年 月	調 査 名	担当課
1	令和3年4月	公立高等学校入学者選抜実施結果状況について	高校教育課
2	令和3年4月	令和3年度当初高等学校第1学年在籍者（出身地域別等）調査について	高校教育課
3	令和3年4月	公立高等学校入学者選抜における学校裁量に係る事項について	高校教育課
4	令和3年4月	道立高等学校及び道立中等教育学校の生徒数調べについて	高校教育課
5	令和3年4月 令和3年8月	見学旅行引率諸経費額調査	高校教育課
6	令和3年4月	生乳汚染賠償責任保険及び生産物賠償責任保険の加入等について	高校教育課
7	令和3年4月	令和2年度歳入（各種証明書交付手数料）の決算額調について	高校教育課
8	令和3年4月	日本手話の活用状況調査及び手話研修プログラムを活用した総合評価の調査（聾学校のみ）	特別支援教育課
9	令和3年4月	特別休暇等の使用状況について	教職員課
10	令和3年4月	管内高等学校等の状況について	高校教育課
11	令和3年4月	令和3年度高等学校及び中等教育学校（後期課程）教職員定数算定資料について	教育政策課
12	令和3年4月	校内LANサーバー（管理系）の更新に係る調査について	高校教育課
13	令和3年4月	安全な武道授業の実施について	健康・体育課
14	令和3年4月	令和3年度維持管理費等に係る調査について	施設課
15	令和3年4月	令和3年度高等学校等の第1学年在籍者（出身地域別等）に関する調査について	高校教育課
16	令和3年4月	いじめの把握のためのアンケート調査	生徒指導・学校安全課
17	令和3年4月	いじめの問題への対応状況の調査	生徒指導・学校安全課
18	令和3年4月	いじめの問題への取組状況の調査	生徒指導・学校安全課
19	令和3年4月	令和2年度会計年度任用職員・非常勤職員任用状況調査について	高校教育課
20	令和3年4月	令和3年度公宅保有・居住状況等の調査について	施設課
21	令和3年4月	令和3年度高校生就業体験活動推進事業及び求人確保対策費に係る旅費の所要額調査について	高校教育課
22	令和3年4月	令和3年度寄宿舎宿日直員（非常勤）の任用状況及び予算執行見込額について	高校教育課
23	令和3年4月	令和3年度道立高等学校運営費等に係るヒアリング及び産業教育設備に係る整備要望等について	高校教育課
24	令和3年4月	令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体制整備状況について	健康・体育課
25	令和3年4月	令和4年度当初教職員人事に係る事前調査（一次）について	教職員課

番号	年 月	調 査 名	担当課
26	令和3年4月	令和3年度公立小・中学校に係る学級編制の実態に関する報告書の提出について	教育政策課
27	令和3年4月	非常勤講師の総勤務時間数調について	教育政策課
28	令和3年4月	令和4年度再任用対象者の意向調査について	教職員課
29	令和3年4月	道立学校の災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定状況について	施設課
30	令和3年4月	令和3年度公立高等学校等の寄宿舎に関する調査について	高校教育課
31	令和3年4月	道立学校職員に係る勤務時間の実態把握及び過重労働報告について	教職員課
32	令和3年5月	労働安全衛生管理体制に関する調査について	福利課
33	令和3年5月	児童生徒の自宅等におけるオンライン学習について	義務教育課
34	令和3年5月	令和3年度特別支援教育就学奨励費算定資料について	特別支援教育課
35	令和3年5月	道立学校職員のストレスチェックに係る対象者調べについて	福利課
36	令和3年5月	学校給食における地場産物の使用状況調査について	健康・体育課
37	令和3年5月	「北海道みんなの日条例」を踏まえた教育活動の実施について	教育政策課
38	令和3年6月	令和4年度財産管理費等予算要求に係る資料の提出について	施設課
39	令和3年6月	赴任に伴う移転費用（引越料金）等に関する調査について	総務課
40	令和3年6月	高校の魅力化の取組状況について	高校教育課
41	令和3年6月	道立学校の照明調査について	施設課
42	令和3年6月	傷病による療養者の状況調べ（令和2年度）について	福利課
43	令和3年6月	令和3年度特別支援教育実態調査について	特別支援教育課
44	令和3年6月	令和3年度学校給食実施状況等調査について	健康・体育課
45	令和3年6月	部活動に係る調査	教職員課
46	令和3年6月	令和4年度当初予算要求に係る調査について	高校教育課
47	令和3年7月	令和4年度当初教職員人事に係る事前調査（二次）について	教職員課
48	令和3年7月	令和3年度小・中学校の児童・生徒数確認調査について	教育政策課
49	令和3年7月	令和3年度学校図書館の現状に関する調査	社会教育課
50	令和3年7月	令和3年度道立高等学校管理運営費等の配分予算に係る契約状況について	高校教育課
51	令和3年7月	道立特別支援学校におけるスクールバス及び実習用運搬車状況調査について	特別支援教育課

番号	年 月	調 査 名	担当課
52	令和3年7月 令和3年12月	長期休業期間中の教員の勤務管理について	教職員課
53	令和3年7月	令和3年度公立高等学校及び公立中等教育学校後期課程における生徒の実態等に関する調査について	高校教育課
54	令和3年7月	令和3年度教育活動等に関する調査について	義務教育課
55	令和3年7月	令和3年度公立高等学校及び公立中等教育学校後期課程の体育・保健・安全に関する調査	健康・体育課
56	令和3年7月	地域連携特例校・地域連携協力校における連携した教育活動について	高校教育課
57	令和3年7月	I C Tを活用した海外の学校との交流に係る調査について	高校教育課
58	令和3年7月	不登校の早期発見・早期対応に向けた児童生徒への支援状況の把握について	生徒指導・学校安全課
59	令和3年8月	初任段階教員研修に関する調査について	教職員育成課
60	令和3年8月	令和3年度道立学校非常勤職員の任用更新に係る意向確認について	総務課
61	令和3年8月	修学旅行引率教員数等調査について	高校教育課
62	令和3年8月	施設整備の異動状況に係る調査について	施設課
63	令和3年8月	令和3年度報酬等執行状況調について	教育政策課
64	令和3年8月	語学指導等外国青年招致事業に係る所要額等調査について	高校教育課
65	令和3年8月	道立学校の学校給食及び寄宿舎給食における実施回数及び保存食単価について	健康・体育課
66	令和3年8月	令和3年度高等学校等就学支援金事業事務費の執行状況調査について	高校教育課
67	令和3年8月	消火器更新数量等調について	施設課
68	令和3年8月	令和3年度スクールカウンセラー等活用事業等に係る予算執行状況調査について	生徒指導・学校安全課
69	令和3年8月	道立学校の制服に関する調査	高校教育課
70	令和3年9月 令和3年10月	令和4年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況等に関する調査について	高校教育課
71	令和3年9月	高等学校等就学支援金申請状況等調査について	高校教育課
72	令和3年9月	令和3年度高等学校等就学支援金に係る認定状況調査について	高校教育課
73	令和3年9月	学校における働き方改革北海道アクション・プランに係る取組状況調査について	教職員課
74	令和3年9月	令和4年度再任用受入希望教科等について	教職員課
75	令和3年9月	「北海道教育の日」協賛事業について	教育政策課
76	令和3年9月	道立高等学校入学者選抜に係る入学願書(北海道立高等学校学則別記第3号様式)等の作成について	高校教育課
77	令和3年9月	高等学校における通級による指導に係る調査について	高校教育課

番号	年 月	調 査 名	担当課
78	令和3年9月	令和3年度特別支援学校管理運営費（報酬等）に係る執行見込額等調査（令和3年9月1日付現在）について	特別支援教育課
79	令和3年9月	令和3年度維持管理費等に係る執行状況調査について	施設課
80	令和3年9月	令和4年度学齢児童生徒数に関する報告書について	教育政策課
81	令和3年9月	教員免許状更新手続状況について	教職員課
82	令和3年9月	特別支援学校の幼児・児童・生徒（見込）数調について	教育政策課
83	令和3年9月	スクール・サポート・スタッフ及び部活動指導員配置校等に係る在校等時間に関する調査について	教職員課
84	令和3年9月 令和4年2月	道立学校における部活動指導員配置事業に係る予算執行状況調査について	教職員課
85	令和3年9月	令和3年度公宅関係工事契約状況調査について	施設課
86	令和3年10月	北海道教育推進計画（2018年度～2022年度）における指標（高校教育課高校教育指導グループ所管分）の令和2年度学校別実施状況の調査	高校教育課
87	令和3年10月	令和3年度高校生就業体験活動推進事業及び求人確保対策費に係る執行見込額の調査について	高校教育課
88	令和3年10月	令和3年度公立小・中学校の体育・保健・安全に関する調査について	健康・体育課
89	令和3年10月	令和2年度公立学校児童等の健康状態に関する調査	健康・体育課
90	令和3年10月	道立学校職員の在宅勤務実施状況について	教職員課
91	令和3年10月 令和4年1月	トイレ改修（洋式化）工事等の追加実施に係る所要額等調査について	施設課
92	令和3年10月	高校教育課高校企画・支援係所管分報酬等に係る令和3年度予算執行計画調査について	高校教育課
93	令和3年10月	令和3年度公立高等学校の在学者に関する調査について	高校教育課
94	令和3年11月	令和4年3月高等学校卒業予定者の就職試験に係る併願受験者数の調査について	高校教育課
95	令和3年11月	令和3年度定期健康診断に係る第2次健康診断（精密検診）結果調について	福利課
96	令和3年11月	令和3年度教職員費報酬等決算見込額調について	教育政策課
97	令和3年11月	教育財産の貸付による自動販売機設置事業者の公募に係る設置予定調査について	施設課
98	令和3年11月	道立学校複写機賃貸借契約の更新等について	高校教育課
99	令和3年11月	令和3年度空き公宅等に係る除雪経費所要見込額調べについて	施設課
100	令和3年11月	道立高等学校授業料等収入関係用紙所要数調について	高校教育課
101	令和3年11月	令和3年度給食関係賄材料費決算見込額調について	健康・体育課
102	令和3年11月	道立高等学校等における学校運営協議会の設置について	高校教育課
103	令和3年11月	令和3年度歳入歳出予算の決算見込額調について	高校教育課

番号	年 月	調 査 名	担当課
104	令和3年11月	道立学校の給食施設整備（備品）に係る状況について	健康・体育課
105	令和3年11月	令和3年度スクールカウンセラー活用事業等に係る予算執行状況調査について	生徒指導・学校安全課
106	令和3年11月	令和3年度特別支援学校関係予算の決算見込額調について	特別支援教育課
107	令和3年11月	公立高等学校等の外国語（英語）担当教諭の資格取得状況等の把握について	高校教育課
108	令和3年11月	学校閉庁日の設定について（実績）	教職員課
109	令和3年12月	体罰等に係る実態把握について	総務課
110	令和3年12月	道立学校における事務職員と教育職員の役割分担について	総務課
111	令和3年12月	北海道教育委員会の任命に係る職員の復職及び全治正常勤務のための健康審査について	福利課
112	令和3年12月	北海道高等学校「未来を切り拓く資質・能力を育む高校教育推進事業」における学力テスト等の実施について	高校教育課
113	令和3年12月	令和4年度当初配分に係る調査について	高校教育課
114	令和3年12月	高等学校等学び直し支援金に係る調査について	高校教育課
115	令和3年12月	令和3年度及び令和4年度道立特別支援学校における学校給食状況について	健康・体育課
116	令和3年12月	令和3年度歳出・支払予算（財産管理費）決算見込額調査について	施設課
117	令和3年12月	教職員公宅浴室ユニットバス化、照明器具LED化の要望等について	施設課
118	令和4年1月	令和4年度スクールバス（借上）に係る所要額等について	特別支援教育課
119	令和4年1月	北海道教育委員会特定事業主行動計画に係る実績について	教職員課
120	令和4年1月	教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握について	高校教育課
121	令和4年1月	地域連携特例校における遠隔システムを活用した連携について	高校教育課
122	令和4年1月	令和4年度スクールカウンセラー配置希望調査について	生徒指導・学校安全課
123	令和4年1月	令和3年度除排雪経費の執行状況について	高校教育課
124	令和4年1月	学校保健委員会の設置状況等調査	健康・体育課
125	令和4年1月	道立高校の校則について	生徒指導・学校安全課
126	令和4年1月	令和4年度特別支援学校専門支援員の配置について	特別支援教育課
127	令和4年1月	令和4年度におけるボイラー等性能検査の対象施設の確認について	施設課
128	令和4年1月	令和3年度道立高等学校等における体育館等床清掃要望調査について	高校教育課
129	令和4年2月	令和3年度及び令和4年度特別支援学校管理運営費に係る所要額調について	特別支援教育課

番号	年 月	調 査 名	担当課
130	令和4年2月	令和4年度高等学校時間講師等経費の配分等について	教育政策課
131	令和4年2月	令和4年度道立特別支援学校管理運営費に係る報酬執行見込額調査について	特別支援教育課
132	令和4年2月	令和3年度アレルギーに関する調査について	健康・体育課
133	令和4年2月	見学旅行引率諸経費に係る決算見込額調査について	高校教育課
134	令和4年2月	公立高等学校及び中等教育学校における卒業式及び入学式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査について	高校教育課
135	令和4年2月	令和3年度卒業者（令和4年3月卒業）の進路内定・決定状況調査について	特別支援教育課
136	令和4年2月	性的指向、性自認等に係る生徒への支援や相談体制などの取組状況について	生徒指導・学校安全課
137	令和4年2月	令和3年度特別支援学級進路状況調査	特別支援教育課
138	令和4年2月	公立小・中学校における令和3年度卒業式及び令和4年度入学式の実施状況について	義務教育課
139	令和4年2月	令和4年度理科教育設備整備費等の事業計画について	特別支援教育課
140	令和4年2月	多様なタイプの学校における教育活動に関する調査について	高校教育課
141	令和4年3月	令和4年度理科教育設備に係る要望調べについて	高校教育課
142	令和4年3月	第2次募集後の入学予定者数等について	高校教育課
143	令和4年3月	令和4年度道立学校間連携について	高校教育課
144	令和4年3月	令和3年度「道立学校職員等のメンタルヘルス計画」の取組状況に係る総括資料について	福利課
145	令和4年3月	令和3年度歳入予算（授業料関係）の決算見込額調について	高校教育課
146	令和4年3月	令和3年度特別支援学校訪問教育指導旅費所要額調について	教育政策課
147	令和4年3月	令和4年度被服貸付に係る所要数調について	特別支援教育課
148	令和4年3月	令和4年度道立高等学校等の被服貸付調査について	高校教育課

## 北海道教育推進会議委員名簿

(任期：令和元年（2019年）12月1日～令和3年（2021年）11月30日) (敬称略)

氏 名	所 属 ・ 職 業 等	備 考
大野 栄三	北海道大学大学院教育学研究院教授	
水上 丈実	北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻教授	
五十嵐 充	苫小牧市教育委員会教育長	
間嶋 勉	長沼町教育委員会教育長	R3.5.27～
吉田 信興	札幌市立旭小学校長	R3.5.27～
三浦 俊章	千歳市立千歳中学校	R3.5.27～
萩澤 教達	北海道P.T.A連合会顧問	
朝倉 由紀子	SOC株式会社代表取締役社長	
中村 栄作	(株)北海道二十一世紀総合研究所代表取締役社長	
久野 信之	学校法人立命館常務理事	
倉田 信子	臨床心理士	
保前 明美	放課後子ども教室運営団体代表	
滝本 修士	北海道科学大学事務職員	(公募)

## 北海道教育推進会議委員名簿

(任期：令和3年（2021年）12月1日～令和5年（2023年）11月30日) (敬称略)

氏 名	所 属 ・ 職 業 等	備 考
大野 栄三	北海道大学大学院教育学研究院教授	
杉本 任士	北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻准教授	
五十嵐 充	苫小牧市教育委員会教育長	～R4.3.31
福原 功	苫小牧市教育委員会教育長	R4.5.26～
間嶋 勉	長沼町教育委員会教育長	
吉田 信興	札幌市立旭小学校長	～R4.3.31
紺野 高裕	札幌市立北九条小学校長	R4.5.26～
野崎 均	登別市立緑陽中学校長	
萩澤 教達	北海道PTA連合会顧問	
朝倉 由紀子	SOC株式会社代表取締役社長	
中村 栄作	学校法人北海道科学大学監事	
江川 順一	立命館慶祥中学校・高等学校長	
平埜 理恵	臨床心理士	
保前 明美	放課後子ども教室運営団体代表	
武田 美保	無職	(公募)

# 北海道教育推進会議条例

平成28年3月31日  
条例第20号

## (設置)

**第1条** 北海道における教育の振興に関する施策の推進を図るため、教育委員会の附属機関として、北海道教育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

## (所掌事項)

**第2条** 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の点検及び評価について調査審議すること。
  - (2) 知事又は教育委員会の諮問に応じ、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定又は変更について調査審議すること。
- 2 推進会議は、教育の振興に関する施策の推進に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

## (組織)

**第3条** 推進会議は、委員15人以内で組織する。

- 2 推進会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

## (委員及び特別委員)

**第4条** 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 教育に関する職務に従事する者
  - (3) 児童又は生徒の保護者
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適當と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることがある。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長及び副会長)

**第5条** 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

**第6条** 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (専門部会)

**第7条** 推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、推進会議から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

## (会長への委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に任命される推進会議の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成29年11月30日までとする。

# 北海道教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する教育委員会規則

平成20年5月20日

教育委員会規則第20号

改正：平成27年3月31日

教育委員会規則第2号

(趣旨)

**第1条** この教育委員会規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく北海道教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「事務の点検及び評価」という。）を実施することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、道民への説明責任を果たすため、その実施に関する基本的事項を定めるものとする。

(事務の点検及び評価等)

**第2条** 教育委員会は、毎年、事務の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により報告書を作成したときは、議会にこれを提出するとともに、公表するものとする。

(学識経験を有する者の知見の活用)

**第3条** 教育委員会は、事務の点検及び評価を行うに当たっては、その客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

2 前項の教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する方法は、別に定める。

(実施方針)

**第4条** 教育長は、事務の点検及び評価の計画的かつ着実な推進を図るため、事務の点検及び評価に関する実施方針を定めなければならない。

2 実施方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 事務の点検及び評価の実施に関する基本的な方針
- (2) 事務の点検及び評価の対象に関する事項
- (3) 事務の点検及び評価の視点に関する事項
- (4) 事務の点検及び評価の時点に関する事項
- (5) 事務の点検及び評価の方法に関する事項
- (6) 事務の点検及び評価の結果の事務への反映に関する事項
- (7) 事務の点検及び評価に関する情報の公表に関する事項
- (8) 事務の点検及び評価の充実のために必要な措置に関する事項
- (9) その他事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項

(補則)

**第5条** この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教育委員会規則第2号）

この教育委員会規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長（以下「旧教育長」という。）がその教育委員会の委員としての任期中に限りなお従前の例により在職する場合には、第4条の規定を除き、当該旧教育長のその教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）の翌日から施行する。

# 北海道教育委員会の事務の点検及び評価に関する実施方針

(平成21年5月19日教育長決定)

## 1 趣旨

北海道教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する教育委員会規則（平成20年北海道教育委員会規則第20号）第4条の規定に基づき、この実施方針を定める。

## 2 基本的な方針

社会経済情勢の変化や道民のニーズに適切に対応し、教育委員会が策定した計画の着実な推進を図るため、事務の点検及び評価を行い、今後の施策展開の基本的な考え方や方向性などを明らかにするとともに、その結果を公表し道民に対する説明責任を果たすものとする。

## 3 事務の点検及び評価の対象

### (1) 教育委員会の活動状況

- ア 教育行政に関する規則・計画の策定の状況
- イ 市町村、関係団体等に対する指導・助言・援助の状況
- ウ 道民に対する情報提供の状況

### (2) 北海道教育推進計画（以下「推進計画」という。）に掲げる「施策項目」

### (3) 上記（1）及び（2）のほか、教育委員会が実施する事務全般とする。

## 4 事務の点検及び評価の視点

- (1) 教育委員会の活動状況の現状と課題、今後の取組方向
- (2) 推進計画に掲げた「施策の対応方向」の推進状況
- (3) 主な事業の実施状況

## 5 事務の点検及び評価の時点

前年度に実施した事務について評価を行うものとする。

## 6 事務の点検及び評価の実施方法

- (1) 各課長及び参事は、点検・評価を行うために必要な調書（以下「評価調書」という。）を作成し、総務政策局教育政策課長に提出するものとする。
- (2) 事務の点検及び評価を行うにあたっては、その客觀性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
- (3) 教育長は、各課長及び参事が作成した評価調書をもとに、事務の点検及び評価の結果に関する報告書案を作成し、教育委員会の会議に付議するものとする。

## 7 事務の点検及び評価の結果の反映

事務の点検及び評価の結果については、重点施策の展開、予算編成、組織機構改正、事務事業の見直し等の事務改善など、教育行政のあらゆる分野に反映させるものとする。

## 8 事務の点検及び評価に関する情報の公表

事務の点検及び評価に関する情報については、北海道教育委員会のホームページへの掲載及び教育委員会情報コーナーで閲覧に供するなど、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるものとする。

## 9 事務の点検及び評価の充実

事務の点検及び評価の充実のため、他の教育委員会における実施事例の調査など、事務の点検及び評価の向上に努めるとともに、事務の点検及び評価に関する研修の機会の確保など職員の資質の向上に努めるものとする。

## 10 その他

その他事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に総務政策局長が定める。